

.....  
平成14年 第2回 6月(定例)中間市議会会議録(第2日)

平成14年6月17日(月曜日)

.....  
議事日程(第2号)

平成14年6月17日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

日程第2 会議録署名議員の指名

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(22名)

1番	岩崎	三次君	2番	中家	多恵子君
3番	井上	久雄君	4番	植本	種實君
5番	山本	慎悟君	6番	野村	重利君
7番	山本	貴雅君	8番	宮下	寛君
9番	青木	孝子君	10番	久好	勝利君
11番	佐々木	正義君	12番	堀田	英雄君
13番	福田	一則君	14番	山之内	智君
15番	香川	実君	16番	古野	嘉久君
17番	岩崎	悟君	19番	上村	武郎君
20番			21番	片岡	誠二君
22番	米満	一彦君	23番	穴井	光午郎君
24番	杉原	茂雄君			

欠席議員(1名)

18番 須本 武雄君

欠 員(1名)

説明のため出席した者の職氏名

市長	.....	大島	忠義君	助役	.....	松下	俊男君
収入役	.....	藤井	紅三君	教育長	.....	船津	春美君
総務部長	.....	上田	献治君	市民経済部長	.....	勝原	直輝君
民生部長	.....	岡部	数敏君	教育部長	.....	工藤	輝久君
建設部長	.....	村田	育男君	水道局長	.....	小南	哲雄君
消防長	.....	中村	忠雄君	市立病院事務長	.....	田中	茂徳君
総務部参事	.....	貞末	伸作君	総務課長	.....	鳥井	政昭君

財政課長	・ ・ ・ ・	牧野	修二君	生涯学習課長	・ ・	津田	正人君
社会福祉課長	・ ・	伊東	久文君	企画課長	・ ・ ・ ・	行徳	幸弘君
健康増進課長	・ ・	柴田	芳夫君	契約課長	・ ・ ・ ・	舟越	義光君
秘書課長	・ ・ ・ ・	白尾	啓介君	環境生活課長	・ ・	松本	三千人君
下水道課長	・ ・ ・	須澤	広則君	介護保険課長	・ ・	是永	勝敏君

事務局出席職員職氏名

局長	中木	隆君	次長	渡辺	恭男君
書記	赤木	良一君	書記	末廣	誠君
.....					

— 一般質問 (平成14年第2回中間市議会定例会)

平成14年6月17日

1

質問者	質問事項・要旨	指定答弁者
山本 貴雅	<p>高齢者の生きがい対策について                      中間市は人口に占める高齢者の割合が、他市町村に比べ高くなっており、高齢者の生きがいづくりという面からシルバー人材センターの育成・強化、また事業拡充を図るようにしています。その具体的内容についておたずねします。</p>	市長
	<p>教育行政について                      今年度4月より完全学校週五日制となり土曜、日曜が連休となりました。一方両親の共働きが多いなか、休日の子どもの過ごし方に不安を持っている家庭が多くあります。                      三月議会でもおたずねしましたが、4月以後、社会教育の分野で子どもたちの成長にかかわる行事にどのように取り組んでいるのかおたずねします。</p>	教育長
青木 孝子	<p>「統計資料」の整理と充実について                      21世紀を見据えた街づくりのビジョンと施策で、都市基盤の整備や住環境と自然環境の保全、市民福祉の向上や文化の振興といった課題に対応しなければなりません。                      こうした総合計画を企画、立案するためには「統計資料」の整理、充実が求められます。                      市長の所見をお伺い致します。</p>	市長
	<p>子育てと仕事の両立支援について                      女性の社会参加が進むなか、子育てをしながら働く女性の保育に対する要求は年々、多様化しています。                      子供が急に発熱し、仕事で迎えに行くことができない。また怪我などの回復期にあり、集団保育が困難で共働きのため、家庭で保育できない場合などに対応できる「緊急保育」対策を図るべきではありませんか。                      市長の所見をお伺い致します。</p>	
	<p>乳幼児医療費の無料化について                      3月議会で検討課題になっていました就学前の入院医療費の無料化について、所見をお伺い致します。</p>	
	<p>堀川と曲川の悪臭対策について                      河川の浄化や悪臭防止対策として、遠賀川下流浄化センターで、高度浄化された再生処理水の放流計画があげられていますが、その進捗状況と市民への河川環境啓発についてお伺い致します。</p>	

— 一般質問 (平成14年第2回中間市議会定例会)

平成14年6月17日

2

質問者	質問事項・要旨	指定答弁者
久好 勝利	<p>介護保険の住宅改修について                      基盤整備の遅れから、施設介護が不足するなかで、在宅介護にさまざまな対応が求められている。                      介護保険の住宅改修においては、その工事が、往々にして施工業者任せとなり、使い勝手が悪かったり、多額の工事代金を請求される場合もでてくる。                      これらの弊害をなくし、住宅改修をより効果あるものにするために、施工内容から施工後の検査まで、行政が組織的に関わったり、工事費が利用限度額20万円を超える場合、一定額を一般財源から上乘せ、助成するなどの自治体も増えている。                      中間市としても取り組むべきではないかと思うが、市長の見解を伺いたい。</p> <p>本会議における市長答弁のその後の状況は                      昨年の3月議会において、老人福祉法では、老人福祉に関する相談に応じ、必要な情報の提供や必要な調査、指導を行い、市職員に対しては、老人福祉に関する技術的指導を行う社会福祉主事を置かなければならない、と規定している。中間市でも置くべきではないか。との私の質問に、当時の藤田市長は、配置する方向で検討したい。と答弁しているが、その後の状況を伺いたい。                      昨年9月議会に、予防医療を徹底している長野県の各自治体の老人医療費は中間市に比べると一人当たりでおよそ30万円も低い、市民の健康づくりと、医療費の引き下げのために、その違いがどこにあるのか、職員を派遣して研究してはどうかとの私の質問に、市長は今後、十分、担当課を含めて前向きに進めてまいりたい。と答弁しているが、その後の状況を伺いたい。                      本年3月議会に、医薬品のなかには、同じ成分で同じ効き目の薬が複数、売られているものがある。最初に発売された先発品と、その特許が切れた後に他社が発売する後発品で、先発品に比べ、後発品の薬価は5割ほど安い。中間市立病院では、使用されている医薬品は約800品目で、後発品は2品目しか使っていない。患者及び国保財政の医療費負担軽減のためにも、可能なかぎり後発品への切り替えをするべきではないか。との私の質問に、市長は検討する旨の答弁をしているが、その後の状況を伺いたい。</p>	市長

— 一般質問 (平成14年第2回中間市議会定例会)

平成14年6月17日

3

質問者	質問事項・要旨	指定答弁者
宮下 寛	<p>市町村合併問題について                      市町村合併については、中間市民の利益を前提としなければならない。                      この立場から、2点にわたって伺いたい。                      一つは、市長は合併についてこれまで言及して来ているが、この中間市が他の自治体と合併しなければならない、即ち中間市が単独で自治体として成り立っていけない理由はどこにあるのか。                      二つは、いま具体的に進めようと考えている、あるいは進められている自治体があるのか。                      以上、市長の見解を伺いたい。</p>	市長
野村 重利	<p>不正入札根絶に関する市長公約について                      市長が選挙で緊急提言として発表された「公共工事不正疑惑の温床・談合の根を断つ」については、前市政の「疑惑認識」のうえにたつものですか。                      後を絶たない公共工事をめぐる業者間の談合、行政側からの予定価格漏洩などを根絶するために、公約している5点の施策については、その進捗状況、実効性についてはどうなっていますか。</p>	市長

午前10時00分開議

議長（岩崎 三次君）

おはようございます。ただいままでの出席議員は22名で定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付しておりますので、ご了承をお願いいたします。

なお、本日の議案等の朗読は省略したいと思いますので、ご了承をお願いいたします。

.....

### 日程第1 一般質問

議長（岩崎 三次君）

これより日程第1、一般質問に入ります。

あらかじめ通告がありました順に従い、これより一般質問を許します。まず、山本貴雅君。

議員（7番 山本 貴雅君）

皆さん、おはようございます。日本共産党の山本貴雅でございます。質問通告に基づき、一般質問を行います。

中間市の5月末現在の高齢者は1万1,064人で、高齢化率は22.66%で県平均より4ポイント高くなっています。また、後期高齢化率も9.46%となっており、ひとり暮らし世帯の高齢者、夫婦のみの世帯での高齢者の割合も高くなっているところです。寝たきりや痴呆性的高齢者など、要援護高齢者の急増が今後も見込まれているところです。

高齢者が可能な限り、住みなれた地域社会の中で家族や隣人と親しく交流できる社会の実現に向けて、自治体が行き届くことは至極当然のことでしょう。また、高齢者の中でも健康な人も多いことから、その豊かな知識や経験を生かせる環境の整備などの生きがい対策事業の充実も必要となっています。

93年に策定された「中間市高齢者憲章」には、家庭づくりや地域づくり、環境整備や健康の保持、生涯学習や地域社会への積極的参加がうたわれており、それぞれの積極的な取り組みが現在でも求められているところです。

中間市第三次総合計画によれば、高齢者福祉の施策の基本方向は、中間市老人保健福祉計画の基本理念である心身の自立、寝たきりにならない支援づくり、連続性・即応性のある支援や、住民が主体となった支援体制の整備、実現を目指すところです。計画の中には、在宅福祉、施設福祉、生きがい対策の三本柱が示され、生きがい対策の内容として、シルバー人材センターなどの育成・強化を図るとあります。

また、中間市第三次総合計画の高齢者雇用対策の計画には、生きがいづくりと社会参加の促進と雇用機会の確保の二本柱が示され、生きがいづくりと社会参加の促進の内容として、シルバー人材センターの事業拡充を図るとあります。

そこで、中間市が行っているシルバー人材センターに対する育成強化、事業拡充を図るための手だてについて、その具体的内容について市長にお尋ね

します。

次に、学校週5日制のことについての質問です。

皆様ご存じのように、新年度4月より公立小中学校の完全学校週5日制がスタートし、土曜、日曜が休日となって2カ月がたちました。もともと学校週5日制は、幼児、児童及び生徒の家庭や地域社会での生活時間の比重を高めて、主体的に使える時間をふやし、ゆとりの中で学校、家庭、地域社会が相互に連携しつつ、子供たちに社会的体験や自然体験などのさまざまな活動を経験させ、みずから学びみずから考える力や豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力などの「生きる力」を育むものであることから実施されたものです。月1回の土曜休みの導入以来、10年かけて完全学校週5日制が実現しました。

完全学校週5日制にかかわって、懸念されている子供たちの学力低下の心配について、私は3月議会で一般質問しました。昨年度より全国的に導入が始められ、新年度からは22道県で取り入れられる1学級の定数が40人以下の少人数学級の導入は、中間市ではまだ取り入れられないものの、新学習指導要領のスタートのもとでの授業内容の工夫改善、必要に応じた少人数による指導、また今までの同和教育推進教員の加配がなくなり、新たに低学力や不登校を解決するための児童生徒の必要に応じた教員の加配となるなど、児童生徒の状況に応じた学力保障の取り組みをするようになりました。また、それにかかわって、教員の勤務状況についても教育委員会として適正な改善をしていくことを確認しました。

さて、今回一般質問で取り上げるのは、学校完全5日制によって休みとなる土曜、日曜の子供たちの過ごし方についてであります。週5日制については、すばらしい理念があるものの、子供たちを取り巻く状況というものは決してよいことばかりではありません。土曜や日曜の休みの日に、子供たちだけで当てもなくゲームセンターやショッピングセンターでたむろする子供たちを見て、胸を痛めている大人たちは多いと思います。

5月には13日と21日の2度、爆弾騒ぎがありました。昨年12月には市議襲撃事件もあっています。爆弾騒ぎの後は、すぐ各小中学校で安全指導がされ、集団下校したところもあるようですが、いずれもまだ犯人は特定すらされておらず、市民には不安が広がったままです。

大島市長が、新年度予算の特徴の一つに、青少年の健全育成と明るいまちづくりを目指した生涯学習、福祉の充実と住みよいまちづくりを挙げているように、子供たちにとって土曜、日曜が休日となった今日、子供たちが安心して過ごせる、遊ばれる、また親も安心して子供たちを過ごさせることができる、そんな居場所、空間、事業づくりが早急に求められているのではないのでしょうか。

完全学校週5日制に伴って、この間取り組まれている児童生徒を対象とした土曜、日曜に取り組まれている社会教育の事業と今後の計画を教育長にお尋ねして、1回目の質問を終わります。

議長（岩崎 三次君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

おはようございます。山本貴雅議員の高齢者の生きがい対策について、高齢者の生きがいづくりという面から、シルバー人材センターの育成・強化、また事業拡充の具体的内容についてのご質問にお答えをいたします。

本市の高齢者は、平成14年5月末現在、1万1,064人で、人口に占める高齢者の割合は22.66%を占めており、県下市町村平均より約4%高くなっており、今後もさらに高齢化が進んでいく状況であります。

このように高齢者が増えていくなか、生きがい対策として高齢者等に社会参加と生きがいを与え、地域社会に貢献する目的で中間市シルバー人材センターが平成6年6月に設立をされております。このシルバー人材センターは、「自主・自立・共働・共助」の理念により事業の展開を図っている社団法人であります。

また、シルバー人材センターの業務は、サービス、軽作業、事務、技術、技能、管理、折衝の7分野の業務に分かれており、シルバー人材センターの事業計画の中で行政と業務委託できる分野については委託契約を行い、支援を行っている状況であります。主なものは、小中学校の夜間管理業務や市内公園及び緑地緑道業務を初め、そのほかに19の業務を行い、シルバー人材センター業務委託全体の約60%を占めております。このような支援を行うことによって、社団法人としての理念のもとに、シルバー人材センターの育成・強化、事業の拡充が図られているものと理解しております。また、高齢者への介護予防、生きがい活動事業につきましては、高齢者の事業参加が増えれば、新しい分野での業務委託を図っていきたくと考えております。

次の教育行政についてのご質問は、教育長よりお答えをいたします。

議長（岩崎 三次君）

船津教育長。

教育長（船津 春美君）

今年度4月より完全学校週5日制となり、土曜、日曜が連休となりました。一方、両親の共働きが多い中、休日の子供の過ごし方に不安を持っている家庭が多くあります。4月以後、社会教育の分野で、子供たちの成長にかかわる行事にどのように取り組んでいるのかお尋ねしますとの質問にお答えいたします。

山本議員ご承知のように、学校週5日制の実施は単に土曜日が休みになったということだけでなく、学校・家庭・地域社会の役割を明確にし、それぞれが協力して豊かな社会体験や自然体験などのさまざまな活動の機会を子供たちに提供し、みずから学び考える力や、豊かな人間性などの「生きる力」を育むことを目的としています。

この制度は、平成4年9月から実施され、当初第2土曜日、平成7年4月から第2・第4土曜日と段階的に実施され、10年間の対応を経て本年4月から完全実施となりました。

この間、本市におきましても、この制度の円滑な実施及び推進を図るため、保護者、地域、学校への啓発を進めるとともに、中央公民館では小中学生を対

象とした映画会や子供料理教室を、体育文化センターではジュニアバレーボール教室や、同センターの無料開放を実施し、市民図書館、歴史資料館では本の読み聞かせ会ややさしい郷土の歴史講座など実施いたしました。

また、「はばたけなかまっこ支援事業」として、学校週5日制への対応や、子供会活動が衰退している現状を踏まえ、子供会等が行う行事に対して財政的な支援を行うとともに、活性化を促しております。

平成11年には、地域で子供を育てる環境を整備し、親子のさまざまな活動を振興するため、文部科学省が策定した全国子供プランを取り入れ、中間市子供センターや子供放送局等を創設し、子供情報誌「クリック」の発行や、衛星通信を利用した情報提供等も行っております。

また、子供たちが家庭や地域で主体的に生活できるように、町内公民館や各社会教育施設の積極的な活用を図るとともに、青少年育成市民会議や子供会育成連絡協議会、スポーツ少年団本部等、社会教育関係団体と連携・協力し、さまざまな事業を実施しているところでございます。

さらに、子供たちと活動するボランティアの養成・確保にも努め、平成13年5月から人材バンクを設置するとともに、小中学校の児童生徒や地域の方々からの要請に応じて、学習活動の支援、充実に努めているところであります。

本年4月からの完全学校週5日制が、子供たちに本当に有意義なものとなるためには、今年度は既存の事業に加え、青少年の社会性を育むための体験活動推進事業として、学校と地域を通じた奉仕活動、中学生による独居老人訪問やバードウォッチャー教室、チビッコスポーツ教室、また子供外国語チャレンジ教室、将棋・囲碁教室を実施し、スポーツ、文化、体験活動等、週5日制に対応した新規事業の充実を図ってまいります。

今後も、学校・家庭・地域社会との連携・協力を図り、多様な活動を通して完全学校週5日制導入の趣旨が生かされるよう、さらに積極的な取り組みをしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（岩崎 三次君）

山本貴雅君。

議員（7番 山本 貴雅君）

まず、高齢者の生きがいづくり、シルバー人材センターについてのことについて、またお尋ねしていきたいと思えます。

市長の方から、シルバー人材センターと市のかかわりという点でのシルバー人材センターへの支援の話がありました。このシルバー人材センターが抱えている業務のうちの60%を市からの支援としてされているというお話しだったんですけども、この数字というのは、シルバー人材センターができてからこの間というのは増えているんでしょうか、それとも減っているんでしょうか。

議長（岩崎 三次君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

だんだんとシルバー人材センターの活動も多岐にわたってきておりまして、増えております。

議長（岩崎 三次君）

山本貴雅君。

議員（7番 山本 貴雅君）

ということは、シルバー人材センターで働かれる高齢者の方が多くなってきた、生きがい対策としてそういうことで参加されていくお年寄りが増えてきたということによろしいですか。

この間、増えてきているそうなんですけども、現在の不況の中でシルバー人材センターが委託を受けているような事業について、シルバー人材センターだけでなく民間からの業者も仕事を回してほしいというような意見も多く出ているとは思いますが、仕事の内容でこの仕事はシルバー人材センターに回すとか、この仕事は民間にとかいう振り分け、それはどこで行っているんですか。

議長（岩崎 三次君）

牧野財政課長。

財政課長（牧野 修二君）

お答えいたします。

一応予算上で計上されているものにつきましては、各課の方で選別をさせていただいております。今、市長が言いましたように、できるだけシルバーの方にできるものについてはするように私たちの方も指導はいたしてはいますが、基本的には所管の課の方で処置をしていただくというようにしております。

議長（岩崎 三次君）

山本貴雅君。

議員（7番 山本 貴雅君）

今、各所管の方でということのお話なんですけども、今年度の市の広報の配布についてなんですけども、もう皆さんご存じのように去年はシルバー人材センターで取り組まれていた業務なんですけども、今年度は民間の企業が委託を受けたということなんですけども、その経緯というか理由として広報配布に関する登録している業者が2社しかないということ、それから見積金額がシルバー人材センターよりもその民間の企業の方がぐんと低かったということなんですけど、それに間違いはありませんか。

議長（岩崎 三次君）

鳥井総務課長。

総務課長（鳥井 政昭君）

ただいまの質問のとおりでございますが、もう一点つけ加えますと、今回民間の方からの申し入れは、特に新規の雇用者を雇用して対応に当たりたいということでしたので、今回はただいま山本議員がおっしゃったことにそれをつけ加えたという理由で見積入札を行っております。

以上です。

議長（岩崎 三次君）

山本貴雅君。

議員（7番 山本 貴雅君）

見積入札されて、結局随意契約ということで民間の業者に決まったようなんですけれども、そのことから高齢者の方、今まで広報配布に参加していた高齢者の方からこういう声が出ているんですよ。広報を配布することが家の外に出る動機になっていたと、広報配布しなくなると家の外に出なくなり、体のぐあいが逆に悪くなった、そういう声が上がっています。今回の例ですね、シルバー人材センターへの委託料自体は減るかもしれないんですけれども、シルバー人材センターでの仕事がなくなり、高齢者の生きがいづくりのために働いていた方々の健康を逆に害してしまうと。その結果、これから先、介護保険とか高齢者医療の方にしわ寄せが行くのではないかとということも十分考えられるのではないかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

議長（岩崎 三次君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

今の出されました問題が、私ども大変頭を痛めるところでございまして、基本的にはシルバー人材センターにと、そういう思いはあるわけなんですけれども、片や少しでも安いとこという、そういうことも片方ございまして、どちらを立てるかというので大分悩んでいるんですけれども、今後この問題については議論をさらに深めさせていただきたいと、そのように考えております。

議長（岩崎 三次君）

山本貴雅君。

議員（7番 山本 貴雅君）

それで、シルバー人材センターと市とのかかわりなんですけれども、先ほど業務委託の件が話が出ましたけれども、シルバーへの運営費補助金としてこれはどれぐらい出ているんですか。

議長（岩崎 三次君）

是永介護保険課長。

介護保険課長（是永 勝敏君）

シルバー人材センターへの運営費補助金でございまして、14年度で2,072万円でございます。

以上です。

議長（岩崎 三次君）

山本貴雅君。

議員（7番 山本 貴雅君）

シルバー人材センターが社団法人ということで、市との関係では他団体になるわけなんですけれども、運営補助金とかまた市からの職員も派遣して援助しているわけですね。このことから市にはシルバーに対しての行政の指導責任があると言えますし、第三次計画にあるようなシルバーへの積極的な支援とい

うことが必要になってくるというふうに思うんですけども、この先、このようなこと、金額が安いということで今までシルバーと契約していたような委託業務が民間にということは、今後も起こり得ることなんでしょうか。

議長（岩崎 三次君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

シルバーに限らず中間市が補助金を出しているところで、こういったケースも実はあっていまして、先ほど言いましたように今後の課題ということで検討させていただきたいと思っております。

議長（岩崎 三次君）

山本貴雅君。

議員（7番 山本 貴雅君）

シルバー人材センターの団体としての自主的な改革、努力というものも、もちろん必要になってくると思うんですけども、市にも補助金のこととか市の職員の派遣のこととかいうことから、シルバーに対して運営について行政指導の責任があるということも十分言えると思います。行政のスリム化とって、金額の面だけを理由にシルバーに委託していた業務を民間と契約していくということは、結局はそこで働いている方々の賃金が低くなっていくということで、このことは地域の労働条件とか労働環境をも破壊することにもなりかねないというふうに思うんですね。また、シルバーへの委託業務を減らしていくことは、現在市の委託業務を受けてシルバーで働いている高齢者の方々にしわ寄せが行くことにもなり、生きがいを奪うことにもなるんじゃないかというふうに考えるわけです。

今、各課でどのような業務をシルバーと契約するか判断しているようなんですけども、その仕事を減らしていった高齢者の方々の生きがいを奪わないよう、シルバーとの契約する業務内容についての基本的な考え方とか枠組みを取りまとめおく必要というものがあると思うんですけども、その点もう一度お答えをお願いします。

議長（岩崎 三次君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

先ほども言いましたように、今後の課題として十分検討させていただきたいと思えます。

議長（岩崎 三次君）

山本貴雅君。

議員（7番 山本 貴雅君）

やっぱり市の姿勢として、シルバー人材センターとの関係において、生きがい対策、雇用対策ということからも、自治体の責任を十分に果たしていくことを強く要望しまして、この件については終わりたいと思えます。

さて、次に学校週5日制のことになりますが、教育長からさまざまな土曜、

日曜の休日に行う児童生徒を対象とした催しのお話がありました。週5日制は導入からもう10年がたっており、中間市教育委員会としてもこの間子供たちのためのさまざまな事業に取り組んできたことだと思います。週5日制をどのように取り組むか、また児童生徒にどのように土曜日や日曜日を有意義に過ごさせるか、一定の経験や教訓もできてきたと思います。しかしながら、3月4日に文部科学省が完全学校週5日制の実施についてを、それを受けて3月13日には県教育委員会が完全学校週5日制の実施について、さらに3月20日には完全学校週5日制の実施に向けた対応についてを各市町村の教育委員会に通知していることから、今年度からの完全学校週5日制にかかわってきめ細やかな対応と内容の充実が求められていることだと言えます。

完全学校5日制がスタートして、子供たちが地域や家庭で過ごす休日は1年のうち160日を超えます。もともと学校5日制は競争の中で子供たちの過度に追いまくられた学校教育にゆとりをということで取り入れられたものです。子供たちの休日は増えるんですけども、親の労働時間短縮や完全週休2日制は全然進展しておりません。基本的に、土曜、日曜は家庭や地域に子供たちを帰すことになっているんですけども、大人社会の現実が子供たちを受け入れることにはなっていないというふうに思います。だから、土曜、日曜が連休になって子供たちは大歓迎だと思うんですが、親の心中は複雑というふうにも言えます。特に、ふえた土曜休みをどう過ごさせるかという心配は切実なものとなっています。

13年度に県教育委員会が学校週5日制の実施にかかる実態調査を行いました。これは県内の小学校、中学校、高等学校、それから盲学校、聾学校、養護学校、136校の学校長と、保護者、PTA会長、約5,000人を対象に行ったもので、その概要を発表しています。少し内容を紹介したいと思います。

「完全週5日制の実施によりどのような効果が得られるか」という設問に対して、小学校長の多くが「子供が自然や社会と触れ合う機会が増える」と回答しているものの、中学校、高等学校、盲・聾・養護学校の学校長、また小学校、中学校、高等学校、盲・聾・養護学校の保護者は、大多数が「特に変わることはない」というふうに考えているんですね。部分的に、「家族と一緒に過ごす時間が増える」や、「兄弟、姉妹、近所の子供と遊ぶ時間が増える」、「子供の生活にゆとりができる」、「自分の好きなことをする時間が増える」などの回答もありました。

そして、「完全学校週5日制の実施に伴いどのような課題があるか」という設問に、小学校、高等学校の学校長は「テレビやゲームの時間が増える」と考えているんです。保護者、PTA会長も、圧倒的に「テレビ、ゲームの時間が増える」と考えていました。小学校のPTA会長は、「子供だけが留守番をするため不安」という回答が多く出ていました。

それで、「教育委員会や学校にどのようなことを望むか」という設問に、保護者、PTA会長は、「子供の自主性、自立性の育成に力を入れてほしい。子供が参加できる事業や施設の情報を提供してほしい。学力が低下しないような

授業の工夫をしてほしい」という回答なんですね。このことから行政や教育委員会の役割は、これからも非常に重要だと思えます。

これまでも教育委員会は先日いただいた資料を見れば、土曜、日曜の子供たちを対象にした企画、催しの内容について十分工夫をされていると思います。バラエティーに富んだ内容で、子供たちの健全な成長に向けた取り組みをされているようです。新年度からの新企画も盛りだくさん考えられているようでした。

それで、内容の充実という点で、今回の県教育委員会の完全学校週5日制の実施についての中で、障害児のことについて触れているんですけども、障害のある児童等がともに参加できる条件整備に留意することとあるんですが、これまでの企画の中で障害を持った子供たちが参加するということはあっているのでしょうか。また、これからの企画の中で障害児も参加できるような条件整備ということはされているのでしょうか。

議長（岩崎 三次君）

船津教育長。

教育長（船津 春美君）

ご指摘の障害児に対する特別な事業という独立した事業は今のところございませんが、各事業に対して実施される場所では配慮は行っているようですが、独立してそのための障害児だけを考えた事業というのは今のところやっておりません。

議長（岩崎 三次君）

山本貴雅君。

議員（7番 山本 貴雅君）

障害児のための特別な事業というよりも、今あるまたこれからつくられていく事業の中で、障害児の参加ということが当然のようにできればというふうなことで、そういう企画、内容の充実とともに、自由にどんな子でも参加できるような、そういう工夫と配慮ということをお願いしたいと思います。

それと、児童生徒が利用できる場所の確保なんですけども、社会教育施設や社会体育施設、文化施設など、児童生徒が利用できる施設というのが市内にたくさんあると思うんですけども、そのうち無料開放されている施設というものはどれくらいありますか。

議長（岩崎 三次君）

工藤教育部長。

教育部長（工藤 輝久君）

お答えいたします。

無料開放のできる施設としましては、市民図書館あるいは歴史民俗資料館等がございます。

以上でございます。

議長（岩崎 三次君）

山本貴雅君。

議員（7番 山本 貴雅君）

そのような無料開放の施設について、それから土曜、日曜の企画について、このことについて市内小中学生等に知らせる情報という点では、情報の提供はどのようにして行われていますか。

議長（岩崎 三次君）

工藤教育部長。

教育部長（工藤 輝久君）

お答えいたします。

先ほど教育長が回答しました中に、いわゆる生涯学習関係の情報誌「クリック」というのが各小中学生全員に配布をしております。これは3年前に文部科学省から委託受けました子供センターの中にそういう情報誌を発行するという内容もございまして、現在もそれを行っております。3カ年の継続の事業が終わりましたが、単独事業で子供たちにさまざまな子供たち向けの事業あるいは利用できる施設のご案内をしております。

それからもう一つは、生涯学習便りというのを年に6回程度発行しておりますが、その中にもいろんな情報を提供するようにいたしております。

以上でございます。

議長（岩崎 三次君）

山本貴雅君。

議員（7番 山本 貴雅君）

「クリック」も年に6回ですか。

議長（岩崎 三次君）

工藤教育部長。

教育部長（工藤 輝久君）

「クリック」は年3回程度発行しております。

議長（岩崎 三次君）

山本貴雅君。

議員（7番 山本 貴雅君）

子供たちのための楽しそうな企画というものがたくさんあるわけなんですけども、そのことを子供たちや保護者が知らないんじゃないというふうに思います。あらゆる機会に情報の提供をする必要がありますし、またそういう情報誌だけでなく、学校などでも宣伝等をどんどんしていただきたいなというふうに思います。

それから、今まで取り組まれてきた土曜、日曜の企画について確認になるんですけども、どのような施設で取り組まれてきたかということです。また、今後の企画で新たに取られるような施設、場所というものはあるのでしょうか。

議長（岩崎 三次君）

工藤教育部長。

教育部長（工藤 輝久君）

さまざまな事業を取り組んでおりますが、主として社会教育施設、社会体育施設、例えば中央公民館であるとか市民図書館であるとか、あるいは体育文化センターであるとか、そういった施設のところを活用しているような事業を行っているところであります。

議長（岩崎 三次君）

山本貴雅君。

議員（7番 山本 貴雅君）

今、挙げられました図書館とか公民館とかいう施設が市内のどこにあるかという点で考えれば、随分偏りがあるというふうに思うんですね。中間小学校区と北小学校区に限定されているわけでして、完全学校週5日制にかかわってこの土曜日、日曜日の事業の内容の充実、と同時に場所を広げていくということも必要だと思うんですね。例えば、中央公民館で楽しそうな企画があっても、なかなか底井野小学校区から子供たちだけに行くということにはならないと思うんですね。学校では安全指導として、市役所前の橋を渡らないように、遠賀川を越えないようにという指導がされているわけですから、また南小学校や西小学校区の児童生徒についても、似たような状況だというふうに思うんですね。子供たちの生活圏内、小学校区また中学校区ごとの事業というものが今後求められていくのではないかというふうに思うんですけども、その点どうでしょうか。

議長（岩崎 三次君）

工藤教育部長。

教育部長（工藤 輝久君）

確かにご指摘のとおり、川西地区には活用できると申しますか、利用できる施設ではございません。私も教育委員会としましても、川西地区に子供たちが自由に利用できる施設が欲しいということで、今市の方に対しても要望いたしておるところでございます。

議長（岩崎 三次君）

山本貴雅君。

議員（7番 山本 貴雅君）

まず、新しい施設の前に、設備、施設という点で学校の開放ということを考えられると思うんですけども、図書室があり体育館があり音楽室、家庭科室もあります。運動場には遊具もたくさんあります。今ではパソコンルームもありますよね。施設設備という点では申し分ないというふうに思うんですけども、これを土曜、日曜に使わず閉めたままということはもったいないというふうに思います。

県教育委員会の完全学校週5日制の実施についての学校運営上の対応の中に、「地域に開かれた学校づくりの推進のため、学校施設の開放や地域の教育資源の活用を積極的に行うこと」とあるんですね。学校を利用した事業の検討もできると思うんですけども、どうでしょうか。

議長（岩崎 三次君）

工藤教育部長。

教育部長（工藤 輝久君）

現在、体育館あるいはグラウンド等は開放していただいておりますが、いわゆる教室あるいはパソコン教室等の施設につきましてはまだ開放いたしておりません。これはいろんな管理上の問題もございますので、将来的には開放するという方向でぜひ検討をしてみたいというふうに考えています。

議長（岩崎 三次君）

山本貴雅君。

議員（7番 山本 貴雅君）

やはり今から学校に地域の文化センターとしての役割を位置づけていくということも求められてくると思うんですね。平日は、総合的な学習の中でも多くのゲストティーチャーが地域から招かれて、子供たちと地域の方々の事業を通じた交流というものがされています。土曜、休日に学校という施設を閉めたままにするのではなく、開放して子供たちが来られるようにするとか、また子供たちだけでなく地域の方々、お年寄りも集えるようにする、そんな場所としての利用というものが求められてくると思います。

それと、教育委員会の役割ですと生きていますけども、学校の役割と同様に地域の役割というものも学校5日制の問題について大きいと思うんですね。地域公民館、地域の子供会、また民生委員や児童委員の役割、また最近急激に増えている児童虐待の問題の解決についても、子供たちが生活している地域社会と学校の連携、共同した取り組みというものがますます重要になってくることだと思います。そのことを見越して、先日生涯学習課の主催で研修会というものが開かれているというふうに思うんですけども、連携から融合へと発展させて、子供たちの健全育成を考え、そのために今やはり教育委員会がここでもイニシアチブを発揮して、取り組む必要というものがあると思うんですが。

児童生徒の安全指導という点では、この間地域を巻き込んでの取り組みとして子供110番の取り組みとか、それから各PTAによる校区巡回指導中のステッカーなどの経験もあると思うんですね。学校と地域の融合について、全国的な取り組みの教訓的なところ、例えばボランティアコーディネーターや指導者の養成、活用、人的体制の整備という点についても研修等をされておりますのでご存じでしょうから、中間市にも取り入れられそうなよい部分というものをぜひとも取り入れて、全校区に一度には無理にしても、モデルケースをつくるなりして広げていってほしいというふうに思います。

そして、今行われている限られた施設での土曜、日曜の事業から、各校区で行われる事業へと拡大させていっていただきたいというふうに思います。その点もう一度お願いします。

議長（岩崎 三次君）

船津教育長。

教育長（船津 春美君）

山本議員がおっしゃったように、私どもも学社融合の精神で地域、学校、そ

の役割をそれぞれもっと融合させていくということで、研修会等を持つなど試みとして取り組んでいるところでございます。いろいろな意味で学校を開放するということにつきましては、例えばパソコンの教室を開放するとなったら、相当な指導者というものの数が相当いると思います。大事な機械ですので。そういうことも含めて、予算的な問題もたくさんあると思います。今後、できる限りその精神にのっかってやろうとは思っております。

ただし、一つ申し上げておきたいのは、学校週5日制が始まったときですね、10年前ですが、学校開放を中心とした事業をたくさんやりましたが、ほとんど子供は来なかったという実績があります。そういう中で方法論的なもの、中身についても問題はあったかもしれませんが、学校週5日制でお休みになって学校に来る子供というのは、実質本当に皆無に近いような、もう開店休業のようなことで当初スタートしております。それが実績でしたが、10年を経ているいろいろな意味で生涯学習と学校教育の関連もずっと深まりつつある中、地域の方々の援助もいただきながら、教育の開かれたという部分をつくっていきたくと準備はして取り組んでいるところですが、学校に子供が来るという実態はなかなかできにくい状況にあります。視点を換え、発想を換えながら、学社融合の立場に立たないとこれは実質展開が難しいなというふうに思って、一層の学社融合の精神を学校を中心に広めると同時に、地域の方にもご協力いただければと思っております。

以上です。

議長（岩崎 三次君）

山本貴雅君。

議員（7番 山本 貴雅君）

今ある学校というものを有効に使っていただきたいというふうに思うんですけども、土・日に子供たちが学校に来ないということの一つに、管理上の問題から学校の門を閉めているということもあると思うんですよね。子供たちの遊び場としての学校の機能がなくなっている点というものも一点申し上げておきたいというふうに思います。事故が学校内での荒れというものが問題になったときに、学校で何かあったらいけないということで門を閉めていたということもあると思うんですよね。そういうことから、学校というものは土・日に来てはいけないとこだというふうにとらえてしまった子供たちもいるというふうに思います。

それで、土曜、日曜の企画をいろんなところで保障することによって、子供たちの成長、安全を保障するということにもなると思います。それがまた大人も安心できますし、中間市が豊かなまちになることだというふうに思います。

それから、子供たちの居場所という点で中間市に児童館の建設をということで、3月議会で市長にお尋ねしましたら、当然中間市を背負って立つ子供を育てないかと、そういう思いでこれからもこういった問題について積極的に取り組んでまいりたいという回答をいただいているんですけども、いろいろな課題はあるとは思いますが、その後何か進んでいることはありますか。

議長（岩崎 三次君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

その後進んでおりません。

議長（岩崎 三次君）

山本貴雅君。

議員（7番 山本 貴雅君）

考えの一つとして、先ほど工藤部長からも出ましたけども、川西の方ということで垣生公園のところの社協跡地の利用の計画ということをお願いなんです。地域の方を交えた今後の利用計画というものがあつたというふうに聞いております。その内容と進捗状況をお尋ねします。

議長（岩崎 三次君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

前回の議会でも植本議員の方からこの問題の質問が出てお答えをしたんですけども、今私どもが考えておりますのは、今施設があります。それをまず取っ払って、そしてとりあえず駐車場にし、その後は野外活動あるいは学習時の休憩とか、それから今山本議員が言われておりますように、多少なりとも川西の方に図書館の一部とか歴史資料館の一部とか、お年寄りとあるいは地域の人と一緒に混在できるような多世代の交流の場といいますか、そういうことも視野に入れながら、今検討に入っております。

議長（岩崎 三次君）

山本貴雅君。

議員（7番 山本 貴雅君）

以前の計画というのが白紙になったということではないんですか。その取り組みについては、今後どのような計画というものがあるんですか。

議長（岩崎 三次君）

行徳企画課長。

企画課長（行徳 幸弘君）

今、議員おっしゃったように、跡地の利用計画につきましては先ほど計画いたしました計画をもとに、また地域議員、住民も交えまして今後検討いたしていきたいと。また、計画の取りやめにつきましては、対費用効果、今各公共下水がやられておりますが、そういった関係で浄化槽の設置につきましてのかなり費用部分が大いといふこともあわせまして、そういったものとの整合性を考えて今後やっていきたいと思っております。

議長（岩崎 三次君）

山本貴雅君。

議員（7番 山本 貴雅君）

その施設の検討の際に、ぜひとも平時から児童生徒が利用できるような施設、児童館としての役割というものを果たすような施設にしていきたいと思いますし、

また子供たちだけでなく川西にはお年寄りの方が利用する施設もありませんので、地域のお年寄りの方々も利用できるような異世代の交流も踏まえたような施設づくり、周りには垣生公園というすばらしい環境もありますし、そんな施設も考えられると思います。

保育所の統合の件など課題はたくさんあると思うんですが、市民、住民のためなら必要な箱物、施設をつくる必要があると思います。中間市に必要な児童館がないということは、紛れもない事実です。早急に具体化していく必要があると思いますので、ぜひともお願いします。

それと、施設を改めてつくるとなると時間も予算もかかってしまいますので、そのために今ある施設、学校、地域公民館、特に学校は先ほども言いましたけど、施設がもう十分に整っていますので、今ある施設を有効に利用して学校完全週5日制にかかわる土曜、日曜の子供たちの取り組みの内容の充実と場所の拡大を図って、市長の公約にもあるようにすべての子供たちが安全に過ごせる居場所をつくる、健全な成長をはぐくんでいく取り組みを強める、また父母、市民ともに力を合わせてどの子にも学ぶ喜びと生きる力を育てる学校5日制にする、このことをお願いして、私の一般質問を終わりたいと思います。

.....

議長（岩崎 三次君）

次に、青木孝子さん。

議員（9番 青木 孝子君）

日本共産党の青木孝子でございます。通告に従いまして、一般質問をいたします。

まず、統計資料の整理と充実について質問いたします。

統計資料は、行政の基礎資料となり、統計数値を通して方針の企画立案や市民生活向上の指針となるものです。統計資料を基礎に、中間市第三次総合計画は少子高齢化、高度情報化、環境保全など、急速に変化していく情勢に的確に対応するために、10年間の目標年次を見直し、2000年から2004年の後期基本計画を策定しています。この総合計画は、市の行財政運営の基本指針となるだけでなく、市民参加によるまちづくり、この目標となるものであり、統計資料の整理、充実は不可欠です。

政府の統計では、2000年平均の完全失業者は320万人、完全失業率は4.7%で過去最悪の水準です。実際の失業者は、この数倍とも言われています。また、企業倒産は、全国企業倒産白書によると、2000年は1万8,769件となり、中小業者の自殺など悲しい出来事は後を絶ちません。

総務省の家計調査では、勤労者世帯の実収入は4年連続して下がっています。こうした影響を受けて、授業料が払えないなどの経済的な理由で高校を退学する生徒が増えています。私立高校では、99年度は97年度より4割も増えています。

このように実態調査の統計資料で国民生活が逼迫していることが明らかであるにもかかわらず、政府は国民の暮らしや営業を守る対策ではなく、健康保険

窓口3割負担や老人医療費の改悪など、国民いじめの政治ばかりしております。

中間市の市民の暮らしぶりはどうでしょうか。失業率や企業倒産状況はどうなっていますか。住民の暮らしや営業の実態を日々把握する統計資料を作成する体制が図られてこそ、住民自治の理念に基づいた新しいまちづくりの施策が企画立案され、都市基盤の整備、市民生活の向上、自然環境の保全や文化の振興といった課題に対応できるのではありませんか。市長の所見をお伺いいたします。

二つ目に、子育てと仕事の両立支援について質問いたします。

長引く不況の中、お母さんたちは働かなければ生活できない、そのためには安心して預けられる保育所がほしい、こういう声が高まっています。そうして、女性の社会参加の増加に伴い、就労形態や保育ニーズも多様化しています。

政府は、働くお母さんたちが求めている乳児保育や延長保育、夜間保育、病児保育、また家庭のお母さんたちが求める一時保育などの要求にこたえるには、これまでの公的保育だけでは間に合わないことを口実として、規制緩和や福祉制度の改悪を進めています。例えば、待機児童の解消のためとして、保育室の広さの最低基準を定員の15%から25%オーバーして子供を入れている状態です。また、小泉内閣は「聖域なき構造改革」、これを主張し、民間でできるものは皆民間に任せると、保育所も例外でないことを強調しています。そうして、従来は市町村と社会福祉法人に限定していた認可保育園の事業を自治体の判断で個人や企業でもよいとするなどの児童福祉法を改悪し、企業参入を全面的に進めようとしています。

憲法25条では、国はすべての生活部面について、社会福祉、社会保障の向上及び増進に努めなければならないと規定しています。また、日本は子供の権利条約を批准している国です。社会の未来を担う子供たちの成長を保障する保育は、国や自治体の責任で充実すべきです。

今、子育て真っ最中のお母さんから、子供が急に発熱したり、けがをして保育園から迎えにくるよう連絡が入ったが、仕事で早退することが困難なときや、風疹や水ぼうそう、けがの回復期に子供を預かってくれる制度を求める声が寄せられています。子育てと仕事の両立を支援する立場から、こうした子供たちに対応できる緊急保育対策を図るべきではありませんか。市長の所見をお伺いいたします。

三つ目に、就学前の入院医療費の無料化について質問いたします。

ことし3月議会で、医療費無料化を就学前まで助成してほしいという若いお母さん、お父さんの切実な声や、助成を中学校卒業まで拡大し、子育てのしやすい環境づくりでまちを活性化した岐阜県笠松町を紹介して、就学前の医療費無料化を求めた質問に対し、市長は「乳幼児医療の対象年齢を就学前まで一気に拡大することは困難かと思えます。ただ、特に保護者にとって負担の大きい入院医療費に限って、対象年齢の引き上げを行うなど、可能なものがないか財源との絡みも勘案しながら検討させていただきたい」と答弁しています。

地方自治法第2条には、「住民及び滞在者の安全、健康及び福祉を保持する

こと」、また児童憲章では、「すべての児童は心身ともに健やかに生まれ育てられ、疾病と災害から守られる」ことをうたっています。こうした法の本旨にのっとり、医療費の心配をしないで子育てできる施策を遂行する行政の責務があります。就学前まで医療費の無料化を求めるものですが、当面入院医療費の無料化を就学前まで助成すべきではありませんか。市長の所見をお伺いいたします。

最後に、堀川と曲川の悪臭対策と河川の環境啓発について質問いたします。

暑い季節になりますと、河川の悪臭対策は川沿いの住民の皆さんの切実な問題です。1999年の6月議会で、その対策としてある程度の流水、いわゆる維持用水が必要であり、河川の維持用水については水量の確保や水質の保全などの観点から、良好な水環境を実現するために、平成19年ごろには遠賀川下流浄化センターで高度浄化された再生処理水を堀川と曲川に、1日に1万5,000トンずつ放流する計画がある、こう前市長が答弁していますが、その進捗状況をお伺いいたします。

また、昨年7月1日に、「堀川を考えるシンポジウム」を開催していますが、川の再生に向けて行政と市民の共同まちづくりをどのように進めていますか、お伺いいたします。

以上で、1回目の質問を終わります。

議長（岩崎 三次君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

青木議員のご質問について、お答えをいたします。

初めに、統計資料の整理、充実についてのご質問であります。平成10年までは市勢要覧の作成にあわせ、中間市の統計資料として「統計なかま」を5年ごとに発行しておりましたが、特に近年の社会経済の変化に対応するため、平成13年版から毎年刊行することとしており、この平成13年版につきましては、既に庁内はもちろん市民図書館、福岡県調査統計課、県下23市を初めとする関係機関等への配布を終えたところであります。

また、平成14年版の発刊に向け、現在、統計資料の提供について、同じく関係機関等への依頼をいたしているところでございます。

調査の結果は、議員ご指摘のとおり行政課題に対応する政策の立案、評価、将来展望などの基礎資料として、総合計画の企画立案等に幅広く利用されるなど、極めて重要な役割を果たすものであります。

また、毎年度策定している実施計画は、総合計画で示された基本計画を現実の行政の中でどのように実施するかを示す計画であり、基本計画の内容は実施計画において初めて具現化されるものであります。したがって、実施計画は総合計画の実効性のかぎを握る最も重要で現実的な部分であります。この事業計画と予算の連結は、基本計画レベルでも行われておりますが、それは多分にマクロ的な連結であり、財政的に最も意義ある連結は、実施計画レベルで行われております。すなわち事業ごとに財政計画を示し、予算化するとともに、基本

計画全体の財政的実効性を実施計画段階でチェックすることが可能となるわけでございます。

以上のように、事業項目ごとに実施計画策定調書を事業課が作成し、企画部門がこれを集計し、財政部門と合同で課別に内容聴取をした後、事業の調整を行っているところでございます。今後とも資料の整理、分析体制の充実に努めてまいりたいと考えております。

次に、子育てと仕事の両立支援についてのご質問にお答えをいたします。

中間市内の保育所では、子供が急に発熱した場合、保育士が子供の顔色、体温、食欲等を観察しながら、保護者にその状態を電話連絡いたします。保護者との話し合いの中で、安静にしていた方がよいと判断したときは、医務室で休ませ、アイスノン等を使用することもあります。また、病状が急変したときは、再度電話で保護者に病院に連れていくよう連絡をとりますが、仕事の都合でどうしてもすぐに迎えに来られないときは、保護者の了解を得た上で病院へ連れていき、診察結果を報告しております。

それから、けがなどの回復期にある子供につきましては、医師の許可が出れば保護者が保育所に連れてこられており、保育を行っているのが現状でございます。

なお、議員ご指摘の家庭で保育ができない場合などに対応できる緊急保育につきましては、今後の課題とさせていただきます。

次に、3月議会で検討課題になっていました就学前の入院医療費無料化について、所見をお伺いいたしますとのご質問にお答えをいたします。

3月議会で、私は乳幼児医療費無料化を就学前まで適用してはどうかとの青木議員のご質問に対し、「乳幼児医療の対象年齢を就学前まで一気に拡大することはとても困難なことですが、保護者にとって負担の大きい入院医療費に限って、対象年齢の引き上げを行うなど可能なものがないかどうか、検討させていただきます」と回答いたしました。

ご承知のように、乳幼児医療制度は福岡県公費医療制度に基づくもので、3歳未満の者を対象として実施されていますので、入院医療費に限って実施したとしても、対象年齢の引き上げはすべて市の単独事業ということになります。本市にとりまして、実施に伴う財源の確保もさることながら、新たな問題として国民健康保険事業が大変な赤字を抱えているということでもあります。現在、赤字解消基本計画を提出をし、事務打ち合わせと申しながらも実質的には県の指導を受け、その解消に取り組んでいる最中ですので、県の公費医療制度に市単独で上乘せを行う対象年齢の引き上げには、当然のことながら県との調整が必要となってまいります。

また、現在、何らかの形で対象年齢の引き上げを行っているのは、北九州市、福岡の両政令都市と筑紫野市、方城町の4自治体でございますし、来年度からの実施を検討していた飯塚市は断念いたしております。こうした状況から、結論を出すにはいましばらくの時間が必要かと思っております。

次に、遠賀川下流浄化センターで高度浄化された再生処理水の放流計画が上

げられていますが、その進捗状況についてお伺いしますとの質問にお答えをいたします。

福岡県が行う遠賀川下流流域下水道事業では、中間市を初め水巻、遠賀、鞍手町など、広く遠賀川の東西から下水を集め処理するため、処理水はできるだけもとの集水区域に返すように西川への放流とともに、その一部を堀川と曲川に放流する計画を持っています。

平成15年度に運転開始が予定されています浄化センターでは、処理水は当面西川に放流します。一方、堀川、曲川への放流は、中間市初め3町の下水道整備が進み、一定量以上の下水が安定して確保できるようになってから、遠賀川を越えてこれらの河川にも放流できるものですが、放流開始は今後の下水道の普及状況によるため、その時期は未定でございます。

また、堀川、曲川に放流する処理水によって、河川の維持用水が確保できるとともに、水質浄化も期待できますが、それぞれの河川にふさわしい処理水の水質となるように、現在通常処理に加える高度処理の処理方法等を検討しているところでございます。

次に、環境啓発についてでございますが、堀川は北九州市楠橋を起点に、中間市、水巻町を経て、再び北九州市を流れ、洞海湾に達する人工運河であり、完成してから長年にわたり3市町の住民に潤いや活気を与えてきた地域に誇れる歴史的な遺産であることは、議員もご承知のところでございます。この堀川について、住民に広く堀川を知ってもらい、愛してもらい取り組みを進め、堀川の再生を軸とした広域のまちづくりを目指そうと、平成13年度に北九州市八幡西区役所と水巻、中間市の2市1町に、福岡県北九州土木事務所をオブザーバーとする「堀川再生を考える実行委員会」を設置をいたしました。平成13年度は、堀川を再認識してもらい、再生へ向けての活動への機運を高めることを目的して第1回のシンポジウムを開催をしております。

今年度につきましては、行政、流域住民が堀川を再認識するため、サケを遠賀川に呼び戻す会の代表を初め、新潟県新潟市で堀川と同じように掘割の再生に取り組んでいる実行委員会の会員や、ほかの地域でそれぞれの河川の再生に取り組んでおられる活動家を招き、その事例報告や意見交換を通して、流域住民が主体となって、堀川を再生する機運を高めることを目的として、8月4日、なかまハーモニーホールを会場に、第2回目のシンポジウムを開催をすることといたしております。

また、秋にはJR折尾駅にも協力を求め、JR折尾駅を起点、JR中間駅を終点にして、堀川沿いを歩き、堀川の現状を直接観察し、堀川を考えてもらう機会としての「堀川ウォーク」も計画をいたしております。この堀川再生を考える実行委員会は、堀川の整備、いわゆるハード面に重点を置いて取り組みを進めているものではなく、講演やシンポジウム、ウォーキングなどを通じて、行政主導ではなく、流域住民を中心とした、広く地域住民にも潤いや活気を与えてきた堀川を再生するためには、みずからがどのようにかわり、何が必要なのかといった認識を高めていただくための啓発事業に取り組むために設置を

いたしたものであります。

今後につきましても、いろんな角度から研究を深めていくこととしておりますが、この取り組みによって多くの人たちの堀川に対する愛着の高まりや、認識の深まりが進みますならば、水の流れやごみも悪臭もない堀川に戻るのではないかと期待をいたしております。

議長（岩崎 三次君）

青木孝子さん。

議員（9番 青木 孝子君）

まず、統計資料について再質問いたします。

今、市長の答弁のように、統計資料は市の本当に方針を決めるかなめとなるということは、企画部門はそれだけの重要な位置を占めるということですよ。それで、今ご答弁にありましたように「統計なかま」、これまで5年ごとだったのを1年ごとということの答弁ですが、1年ごとにして今の職員体制で十分なのでしょうか、その点について再質問いたします。

議長（岩崎 三次君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

体制ということで問われますと、もっともっと多くの人材が欲しいということには変わりはないわけですが、今の企画の皆さん方の中身、人材含めて、今のところでは十分事足りていると、そういうふうに考えております。

議長（岩崎 三次君）

青木孝子さん。

議員（9番 青木 孝子君）

人材については、私どももう少し総合的に見ていただければ、十分配置はできるんじゃないかと思えます。例えば、隣保館、それから岩瀬南町集会所、その中身に応じた事業体制ではないと考えるんですが、どうでしょうか。

議長（岩崎 三次君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

隣保館等々を含めて、またいろんな形で検討を実はしているところでもございますし、そういう中で全体を見るということに対してはやぶさかではございませんし、今企画の皆さん方も一生懸命になって頑張っておられますので、今後さらに一層頑張ってくださいような体制づくりというのも考えているところです。

議長（岩崎 三次君）

青木孝子さん。

議員（9番 青木 孝子君）

先ほど山本議員も例に出してございましたけど、中間市総合企画計画、これは行政と市民が一体となったまちづくり、市民ニーズを的確に対応できるネットワークのよいまちづくり、こういう都市づくりの方針を示していますが、これ

を絵にかいたもちに終わらせてはならないのではないのでしょうか。私は、今回、子育て支援についていろいろデータを欲しいということで各所管にお尋ねをいたしました。そうしますと、水巻ではこういうふうに人口動態、それから女性の就業、その流れ、年齢別階層、グラフ、円グラフ、非常に綿密なデータを取りまとめております。

私は、この質問に先立ちまして、広辞苑で統計の意味を調べてみました。「統計とは、集団における個々の要素の分布を調べ、その集団の傾向、性質など数量的に統一的に明らかにすること、またその結果として生まれた数値」とありました。統計資料というのは、やはり綿密にこういう市民の意識調査も含めた十分なものが集約されてでき上がるのではないのでしょうか。各所管につきましても、こういう努力はされているとは思いますが、陣容が足りない、毎日のそういう仕事に追われている、こういう状況ではないかと思うんですが、こういうことも含めてやはり市の方針を決める企画、これは本当に中間市の重要な所管だと思うわけですね。そういう意味でも早急なる人員の配置、これは必要があると思いますが、いかがでしょうか。

議長（岩崎 三次君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

水巻の話もされておりましたけれども、そういった他の市、町できちんとした資料等々が出されるということであれば、中間市も検討することについてはやぶさかではございませんし、企画の皆さん方の陣容が今のままでは足りないということに対しては、もう少し検討させていただきたい。私は、今のままでそういった声も入っておりませんし、十分機能しているんじゃないかと、そういうふうには思っております。

議長（岩崎 三次君）

青木孝子さん。

議員（9番 青木 孝子君）

市長が今先ほど答弁された中身と少しやっぱりずれがあるんじゃないかと思うんですね。急速に変化していくこの情勢の流れで、「統計なかま」も5年を1年にとということできくる変わる変わっているわけですね。そういう中で中間市をどういうふうに進めていくか、これを決めるかなめのとこなわけですね。やはりそういうかなめのところを充実していくというのは、やはり市長の姿勢としては今検討するばかりのご返答ですが、もう少し前向きに検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（岩崎 三次君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

前向きに検討してみたいと思っております。

議長（岩崎 三次君）

青木孝子さん。

議員（９番 青木 孝子君）

ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。

次に、子育てと仕事の両立支援について、二つの事業所を紹介して再質問いたします。

答弁では、各保育所、そういう保育士さんや保育所の対応で、今現状では賄っていると、こういうご答弁でしたけれども、やはりこういう問題はやっぱり自治体の責任として公的に何らかの手だてをすべきではないかと思えます。

そこで、岩国市で平成９年から開設しております厚生労働省の事業でありますファミリー・サポートセンターを紹介させていただきます。この制度は、子育てを援助したい人と受けたい人が会員となり、センター事務局をその橋渡しとして会員同士が子供の世話を一時的に有料で援助し合うものです。ファミリー・サポートセンターの援助は、保育施設の保育開始時間まで子供を預かる。保育施設の保育終了後子供を預かる。保育施設まで子供の送迎を行う。子供が軽度な病気の場合には、臨時的、突発的に終日子供を預かる。子供が熱を出し、園から迎えにくるよう連絡が入ったが、仕事で迎えに行けない。こういうときなどでセンター事務局が援助会員に連絡し、依頼会員の援助を行う。こういう制度です。トラブル防止のために、保障保険制度にも加入をしております。私は、岩国のサポートセンターの方にご連絡しますと、この特典というのは、就職の面接に行く前に会員の届け出をしておける、そして働きたいお母さんへの支援にもなっている、こういうことでした。働く女性の支援だけにとどまる育児を通じて、新しいコミュニティーづくりの取り組みにもなっているということで、利用の人たちは年々増えているということです。

もう一点は、私も産休明けから共働きしておりましたので、子供が病気になったとき、非常に困った経験をしております。子供が風疹や水ぼうそう、先ほど申しましたようにけがなどの回復期に保育園に預かれず、仕事も休めず、大変困った、こういう若いお母さんの声ですが、こうした子供を預かる乳幼児健康支援一時預かり事業を実施しております宜野湾市を紹介いたします。

宜野湾市は、市内の海邦病院に委託補助を行う事業として、国から２８０万円余り、市から１４０万円余りの補助を受け、平成１０年からスタートしています。利用状況につきましてお聞きしますと、平成１０年、延べ利用人数３３５人、利用人数１３２人、平成１１年度は３６９人、利用者数は１９９人、平成１２年は延べ利用人数は５９３、利用人数は２６８、このように利用がふえ、要求の高いことがよくわかります。こういう事業もありますけれども、これらの事業について検討またしていこうということは検討されるのでしょうか、お尋ねいたします。

議長（岩崎 三次君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

検討というよりか、まず今二つのまちを紹介されましたけれども、勉強させていただきたいと、そう思っております。

議長（岩崎 三次君）

青木孝子さん。

議員（9番 青木 孝子君）

私は、つい1カ月もなるかならないころに、先ほどるる申しました若いお母さんからの相談があったわけですよ。そして、やっぱり保育園から迎えの連絡が入った、こういう経験をして、やはりこれでは仕事が続けられない、こういう母子家庭のお母さんからの相談だったんですが、最終的には生活ができないということで、保護課長もご存じかと思えますけれども、生活保護を受けられているということなんですよ。私の耳に入ったのはわずかですけれども、こういうお母さん方ってたくさんいらっしゃると思うわけです。そういう人たちはやはり働きたいと、こういう意欲のある人たちへの支援、こちら辺を十分考えていくべきではないかと思えますが、いかがでしょうか。

議長（岩崎 三次君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

意見として承っております。

議長（岩崎 三次君）

青木孝子さん。

議員（9番 青木 孝子君）

今、私も言いましたが、予算的には宜野湾市等の例を聞きましても、市が負担する分というのは本当に少ないわけですよ、病児保育につきましては市は140万円程度、そのぐらいのお金は出せないものなんでしょうか、お伺いたします。

議長（岩崎 三次君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

そういった困っている人がどのくらいおられるかということもございませし、金額が高いとか低いとかという問題でもございませぬので、今後時間をいただいて検討してみたいと思っております。

議長（岩崎 三次君）

青木孝子さん。

議員（9番 青木 孝子君）

ということは、やっぱり統計資料がここで出てくるわけですよ。中間市中でこういう方たちがどんなに困っているかという実態がわからない、こういう結果ではないかと思うわけですよ。先ほど例に出しましたけれども、やはり年々増えている。宜野湾市は6万7,000名ぐらいなんですよけれども、ここでも先ほど言いましたように12年度は593名が利用、実質の利用者数は268人、こういう事態なんですけど、これについてどう思われますでしょうか。

議長（岩崎 三次君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

なかなかよそのまちと我がまちを比較するというのは、なかなか難しい問題がございまして、中間市として参考にあるいは実施できるものであれば、今後検討させていただきたいと思っております。

議長（岩崎 三次君）

青木孝子さん。

議員（9番 青木 孝子君）

他のまちを比較どうのこうのと言われましたけれども、次に私が再質問いたします入院医療費、これについては県内の先ほど出されてましたですね、やはり中間のお母さんたち、そういう人たちがどういうふうに思っているかというのを十分調査をしていただきたいと思います。そうして、こういうものが実際ありますので、大して市の出費にもなりません。ぜひこの検討を前向きにお願いしたいと思っておりますが、もう一度確認したいんですが。

議長（岩崎 三次君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

前向きとか後ろ向きということじゃなくて、検討させていただきたいと思っております。

議長（岩崎 三次君）

青木孝子さん。

議員（9番 青木 孝子君）

財政的にはまた次絡みますので、次に移らしていただきます。

就学前までの入院医療費についての再質問ですけれども、この経費は入学前までにすると幾らかかったんでしょうか、お尋ねいたします。

議長（岩崎 三次君）

柴田健康増進課長。

健康増進課長（柴田 芳夫君）

入院医療費に限ってでしょうか、それとも全児童を入院まで医療費無料化にするということでしょうか。

議長（岩崎 三次君）

青木孝子さん。

議員（9番 青木 孝子君）

入院医療費に限ってです。

議長（岩崎 三次君）

柴田健康増進課長。

健康増進課長（柴田 芳夫君）

就学前まで実施したとして、約1,800万円の費用が必要かと思っております。

議員（9番 青木 孝子君）

1,800万。

健康増進課長（柴田 芳夫君）

そうです。

議長（岩崎 三次君）

青木孝子さん。

議員（9番 青木 孝子君）

1,800万ということですよ。今も中間市で一番問題になっております同和行政の見直し、もう皆さんも耳にたこができるぐらいに聞いていると思いますけれども、やはり市民生活にとってはここをいかに是正していくかというのは大事な問題だと思うわけですよ。もう一度やはり言わせていただきますけれども、32年にわたって同和事業を進めてまいりましたが、国の法律もことし3月31日をもって終わった。こういうことで中間市もこれを終息しますと、共産党の資産では、保育行政はもう一般対策に移行したと当局は言っておりますけれども、この中身たるや一向改められていないということで、そういう予算も含めましたら2億円あるわけですよ。この2億円の10分の1弱ですよ。やはり少子化対策、子供たち、共働きのお母さん増えています。そういう中で1,800万出せないもののでしょうか、お尋ねいたします。

議長（岩崎 三次君）

柴田健康増進課長。

健康増進課長（柴田 芳夫君）

先ほど市長が答弁いたしましたように、一つのネックになっている問題として、乳幼児医療、公費医療制度もそうですけれども、医療制度を扱っている部局というのは、県にしても市にしても一緒でございますけれども、国民健康保険事業自体に大変な赤字を抱えている中で、単費で上乘せを行う事業について、先ほど県との調整というふうに言いましたけれども、まず国保の赤字を解消するのが先じゃないかというのを昨年度から基本計画の中でたびたび受けておりますので、その辺の問題もちょっと絡んでいるというふうに思っております。

議長（岩崎 三次君）

青木孝子さん。

議員（9番 青木 孝子君）

全国、30人学級、少人数学級にしましても、県の国の方針と違う等々で、やはり各自治体で検討して実施しているところもあるわけですよ。この入院医療費につきましても、県がどうのこうの言いますけれども、中間市の姿勢次第でできる問題ではないかと思いますが、その点について市長にお伺いいたします。

議長（岩崎 三次君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

確かに、中間市でできる部分もあると思いますけれども、今中間市の財政状況というものはご存じのように大変逼迫をしているわけですし、やはり優先順位をつけながら今後の市の財政を含めてやらなければならぬ、そういった立

場にあるということもこれまた事実でございます。

議長（岩崎 三次君）

青木孝子さん。

議員（9番 青木 孝子君）

財政部門の順位ということで今答弁されてますけれども、もう一度3月議会の中身を繰り返させていただきますけれども、保育園、特にこすもす保育園の場合は、昨年10月の時点で園児86名に職員31名、こういう配置をしております。園に来れば園で洗濯したものに毎日着がえさせ、においのする子はおふろにいられてやっている。親に任せられない。24時間保育。そして、市費持ち出しが市内の民間保育園に比べ6.8倍、こういう状況なんです。こういう面についても見直しは十分財政的にできると思います。

また、先ほど重複しますけれども、集会所の問題等々、これを見ましても十分できるのではないかと思います。再度お尋ねいたします。

議長（岩崎 三次君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

今、庁内に検討委員会をつくっております。それは今ご指摘にありました保育園の統合の問題あるいは集会所等々の統合の問題含めて検討委員会をつくっておりますので、そんな遅くない時期にこの問題の将来計画ができるんじゃないかなと、そう思っておりますので、いましばらく時間をいただきたいと思っております。

議長（岩崎 三次君）

青木孝子さん。

議員（9番 青木 孝子君）

もう一度確認いたしますが、そういう検討委員会で先ほど言いました入院医療費も含めた助成ができる方向で考えていただけるということですか。

議長（岩崎 三次君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

優先順位がございますので、その中でまた検討させていただきたいと思っております。

議長（岩崎 三次君）

青木孝子さん。

議員（9番 青木 孝子君）

優先順位いろいろあるかと思うんですけど、やはり中間市全体を見ましたときに、人口もどんどん減っていますよね。先日、人口状態の表もいただきましたけれども、出生数より亡くなる方が多い、こういうデータになっているわけです。3月議会でも言いましたように、やはり若い人たちがほんとに中間市に住みたい。住みたくなるようなそういう施策がどんどんPRして、市長も言いました、マンションができて、中間市は土地もやすいから安く入居料

もできるんじゃないかと。ぜひそういう方向で検討していきたいと言っております。そういうまちづくりが大事かと思うわけです。そういう意味では、順番をぜひ少子化対策入れていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（岩崎 三次君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

検討させていただきたいと思っています。

議長（岩崎 三次君）

青木孝子さん。

議員（9番 青木 孝子君）

最後に、下水道水を再生処理し、堀川や曲川に還流するための工事について再質問いたします。

私がこの問題を取り上げましたのは、道路工事ではいつも何度も道路を掘り返して、そして税金のむだ遣いだ、こういう一般的な市民の声をお聞きするんですけれども、今回の還流水のパイプ埋設工事では、計画的に進められているのかどうかを確認したいと思います。お伺いいたします。

議長（岩崎 三次君）

須澤下水道課長。

下水道課長（須澤 広則君）

今の処理水を返す管の工事は福岡県がやっております、流域下水道事業の中でやっております。市長の答弁の中にもありましたように、下水道の普及に伴いまして水量が確保されてから、それで実際に水が返せるものですから、その時期にあわせて工事を行っております。ただし、現在の遠賀橋のかけかえ、それとそれの前後の道路新設に伴いましてはその部分二度と掘れませんので、先行して管を布設しております。

以上です。

議長（岩崎 三次君）

青木孝子さん。

議員（9番 青木 孝子君）

それから最後に、河川の環境啓発についてお尋ねいたします。

下水道工事促進、今やられておまして、そういう場合とかは十分地域公民館に行かれまして説明してます。それから、介護保険制度が導入される前もやはりそういう形で市民の皆さんに十分ご理解いただけるように、こういうことをやっておりますけれども、今環境問題というのはほんと目に見えないけれども大事な問題です。将来がほんとに子供たちがまともに生活できるのか、健康問題、十分危惧されますけれども、やはりその環境問題についてもそういう出前の説明会、住民説明会というものを開いてはいかがかと思うんですけれども。

それとあわせまして、やはり先ほど実行委員会、実行メンバーということで堀川シンポジウムのところで説明がありましたけれども、こういう環境問題に関する市民会議、こういうものの発足はあるのでしょうかどうでしょうか。お

尋ねいたします。

議長（岩崎 三次君）

勝原市民経済部長。

市民経済部長（勝原 直輝君）

まだ今のところありません。

議長（岩崎 三次君）

青木孝子さん。

議員（9番 青木 孝子君）

第3次総合計画にも、住環境や自然環境の保全、こういうことを十分うたっておりますので、ぜひこういう計画を立てて住民への啓発、やっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（岩崎 三次君）

勝原市民経済部長。

市民経済部長（勝原 直輝君）

今後、関係機関と協議して、検討してまいります。

議長（岩崎 三次君）

青木孝子さん。

議員（9番 青木 孝子君）

きょうも検討課題が多いんですが、ぜひ年内にということ、ある程度の期限をつけて検討をとということをお願いしたいんですが、いかがでしょうか。

議長（岩崎 三次君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

検討させていただきたいと思います。

議長（岩崎 三次君）

青木孝子さん。

議員（9番 青木 孝子君）

検討課題が多いようですけれども、きょう皆さん、傍聴も来られ、市民の方々も十分聞いておりますので、ぜひ前向きに検討・検討検討で終わりました一般質問ですけれども、よろしく願いいたします。

以上で質問を終わります。

.....

議長（岩崎 三次君）

この際、午後1時まで休憩いたします。

午前11時41分休憩

.....

午後1時00分再開

議長（岩崎 三次君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、久好勝利君。

議員（１０番 久好 勝利君）

質問通告に基づいて一般質問を行います。

初めに、介護保険の住宅改修にかかわる問題で質問します。

介護保険が実施されてから３年目になり、基盤整備や保険料の見直しの時期を迎えています。高齢化に伴って介護にかかわる予算などは当然増えるわけですから、国に対して予算においても制度においても、介護保険が保険として成り立つように強く要求していくべきであります。

しかしながら、特別養護老人ホームなど基盤整備のおくれから施設介護が不足する中で、在宅介護にさまざまな対応が求められています。介護保険の住宅改修もその一つです。介護保険制度では、要介護状態区分に関係なく、住宅改修は一人原則２０万円を限度に利用できます。そのうち１割は自己負担です。工事の内容は、手すりの取り付け、段差の解消、床または通路面の材料の変更、扉の取りかえ、電気の取りかえ、それに附带工事を含んでいます。また、利用に際しては、事業者に全額支払って工事後の償還払いになります。

住宅改修においてその工事が往々にして施工業者任せとなり、使い勝手が悪かったり、多額の工事代金を請求される場合も出ているようで、全国の消費生活センターや国民生活センターへの相談が急増しています。相談事例の特徴的なものは、介護保険では住宅改修の内容が限定されているにもかかわらず介護保険で利用できるからといって保険の適用範囲以外の工事までして多額の工事代金を請求するとか、素人仕事のずさんな工事によるもの、あるいは契約、解約をめぐるトラブルなどが多いようです。

これらの弊害をなくし、住宅改修をより効果あるものにするために、施工内容から施工後の検査まで行政が組織的にかかわることが必要なのと、工事費が利用限度額２０万円を超える場合、一定額を一般財源から上乗せ助成することも必要ではないでしょうか。

工事費が２０万円を超える場合に、一定の金額を上乗せする自治体も増えています。宮崎市の場合は８０万円まで上乗せ補助、北海道の標茶町では９０万円まで上乗せ補助するなど全国各地で実施されています。中間市では県の福岡すみよか事業を活用して生活保護世帯と所得税及び住民税非課税の世帯へ３０万円までの助成がありますが、これには予算の枠があります。福岡すみよか事業だけに頼らず、中間市独自の取り組みもするべきではないかと思いますが、市長の見解を伺います。

次に、期間としてはここ１年ほどになりますが、本会議における私の一般質問において、市長が検討を約束した問題についてその後どのような検討がなされたのか、その状況を伺いたいと思います。

第１は、昨年３月議会において、老人福祉法では、老人福祉に関する相談に応じ必要な情報の提供や必要な調査、指導を行い、市職員に対しては老人福祉に関する技術的指導を行う社会福祉主事を置かなければならないと、このように規定しています。中間市でも置くべきではないかとの私の質問に、当時の

藤田市長は配置する方向で検討したいと答弁していますが、藤田市政を継承された大島市政のもとでその後どのように検討されたのか伺います。

第2には、今年の9月議会で・・・ここからは大島市長の時代になりますが、予防医療を徹底している長野県の各自治体の老人医療費は中間市に比べると一人当たりでおよそ30万円も低い。市民の健康づくりと医療費の引き下げのために、その違いがどこにあるのか、職員を派遣して研究してはどうかとの私の質問に市長は、今後十分担当課を含めて前向きに進めてまいりたいと答弁しています。その後の状況を伺います。

第3は、本年3月議会において、医薬品の中には、同じ成分で同じ効き目の薬が複数売られているものがある。最初に発売された先発品とその特許が切れた後に他社が発売する後発品で、先発品に比べ後発品の薬価は5割ほど安い。中間市立病院では、使用されている医薬品は約800品目で、後発品は2品目しか使っていない。患者及び国保財政の医療費負担軽減のためにも、可能な限り後発品への切りかえをするべきではないかとの私の質問に、市長は、検討する旨の答弁をしておりますが、その後の状況を伺いたいと思います。

これで1回目の質問を終わります。

議長（岩崎 三次君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

久好勝利議員の介護保険の住宅改修についてのご質問にお答えをいたします。

高齢者の方が住宅内で段差によるつまづきや転倒、階段やステップからの転落など住宅に起因している事故が全国的に多くなっております。この場合、けがからの回復が長引き、結果として行動能力低下につながっていることも否定できません。そのため、介護保険では、要介護者、要支援者の方が家庭でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、また状態がそれ以上悪化しないように手すりの取り付けや段差解消等の簡単な住宅改修に20万円を限度に支給する住宅改修制度があります。

この申請については、介護保険法施行規則で居宅介護住宅改修費の支給を受けようとする居宅介護被保険者は、住宅改修の内容及び要した費用等を記載した申請書を提出しなければならないことになっております。また、その申請書に介護支援専門員その他要介護者等からの住宅改修についての相談に関する専門的知識及び経験を有するものが作成する住宅改修について必要と認められる理由が記載された書類、住宅改修の完成後の状態を確認できる書類を添付しなければならないようになっております。

本市の場合、理由書につきましては指定居宅介護支援事業者に所属する介護支援専門員、理学療法士、作業療法士、福祉住環境コーディネーター検定試験2級以上の資格を有するものが記載することといたしております。

この理由書を記載するに当たっては、居宅介護被保険者の心身の状況、住環境等を総合的に勘案し、本人や家族の希望を聞くとともに、必要に応じてアドバイスをを行いながらお互いの理解を深め、最終的には住宅改修の提案に対して

本人や家族が決定するという手順で行うよう指導を行っております。

また、施工業者については、本人や家族の意思を確認した上で決定するように指導しているところでもございます。また、申請書を受け付けるに当たり、その必要性や工事内容を担当課の方でチェックしており、定価を超えるものがあつた場合は直接施工業者を呼んで指導しているところです。また、住宅改修は、基本的には事後申請になりますので、どこまでが介護保険で行えるか不安な場合は事前に相談に応じる体制も整えております。

工事費が20万円を超える場合は助成をしてはというご質問ですが、本市の場合、低所得者の方に対してはすみよか事業として介護保険プラス最高30万円までの住宅改修助成を一般会計から行っているところであり、さらに一定額を上乗せ助成する考えはありません。

次に、本会議における市長答弁のその後の状況について、まず老人福祉に関する技術的指導を行う社会福祉主事の配置について、昨年3月議会以降の状況についてのご質問にお答えをいたします。

昨年の3月議会での久好議員からのご質問に対し、老人福祉に関する業務を所管する介護保険課では、社会福祉士1名、社会福祉主事3名、介護福祉士4名の合計8名の資格取得した職員等で相談業務を行っていることにお答えいたしております。その後の状況についてのご質問にお答えをいたします。

高齢化が進んでいる中、高齢者やその家族からの相談件数も増え、多岐にわたっているところであります。その対応には専門的な人材の配置が必要な状況を生じていることから、本年4月から、高齢者からの相談業務に専門的に対応できるよう行政主体の機関型在宅介護支援センター準備室を設置をいたしております。

担当職員には、保健師1名、介護福祉士1名を配置いたしております。機関型在宅介護支援センター準備室を核に、地域型在宅介護支援センター、保健、福祉、医療との連携を図るため高齢者サービス調整実務者会議や地域ケア会議を設置しているところであります。

また、高齢者の相談業務については、地域総合福祉会館内に設置しています高齢者総合相談窓口精神保健福祉士1名を配置しており、業務内容や設置場所等が市民へ周知が十分されていないことから、今回、相談窓口のPRのためのチラシを作成し、行政の出先機関等へ配付し、周知を図っていきたいと思っております。今後も老人福祉に関する相談はもちろんのこと、介護に関するさまざまな相談に応じ、必要な情報を提供し、高齢者の方が安心して暮らしていただけるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、昨年の9月議会において長野県の老人医療費は中間市と比べるとおおよそ30万円も低い。その違いがどこにあるのか職員を派遣して研究してはどうかという久好議員の質問に対し、私が今後担当課を含めて前向きに進めてまいりたいと答弁しているが、その後の状況を伺いたいとの質問にお答えいたします。

まず、長野県の老人医療費が一人当たりでおおよそ30万円も低い最大の要

因は、長野方式と呼ばれるように、必要な医療は最新の技術をもって施し、治療後は速やかに退院し自宅で療養するシステムが構築されているという点にあります。医療を提供する医療機関の姿勢と退院した高齢者を自宅に受け入れる家族の連携がしっかりと確立されており、退院後の患者をそれぞれの地域において医師と看護師が24時間体制で支援する体制もできています。その結果、自宅で亡くなる方の割合が全国平均では15%足らずで、ほとんどの人が病院でなくなっているのに対し、長野県の場合は70%を超える方が自宅で亡くなっています。当然の結果として、高齢者の入院期間は短くなり、延命治療を含めた終末医療に要する医療費に大きな差が生じてくることとなります。こうした点が長野県の老人医療費を一人当たりで30万円も低くしている要因だと考えられます。

長野県民の風土性も含め、医療提供者、行政、住民が長い期間をかけて構築した長野方式を即本市に当てはめることはとても不可能ではありますが、この方式ができ上がるまでにそれぞれの自治体が果たしてきた役割や施策、取り組みについて研究することは大変意義があることだと思いますので、ぜひ職員の派遣を行いたいと考えております。

次に、先の3月議会で質問した市立病院の医薬品について、その後の状況を伺いたいとの質問についてお答えをいたします。

先発品を後発品に切りかえる論議が昨年末より中央社会保険医療協議会で進められてきましたが、今日まで特許が切れた薬を積極的に後発品に切りかえていくような制度になっていない、代替調剤制度が認められていないなど後発品の品質や情報に対する不安などの理由により後発品の使用頻度が低いとされています。しかし、このような問題も各方面の専門委員により検討論議がなされ、後発品使用環境整備が着実に進められていること。また、国も後発品使用促進策を打ち出しておりますことから、今後は年月がかかるとは思いますが、使用が増加すると考えております。

後発品の公共性に関しましては議員ご指摘のとおり、後発品の使用は患者さんの自己負担軽減と医療費の節減のための重要な選択肢の一つとして認識をしております。最近では医療費の抑制のための中央社会保険医療協議会薬価専門部会論議において、優良で安価な後発品を安定的に供給できる後発品製造企業の成長に関する環境づくりが提言をされています。したがって、今後は単なる後発品ではなく、薬価制度改革の基本方針により国が育成しようとしている優良後発品であることが必要と考えています。

中間市立病院におきましても、後発品の使用は医師の判断によるところが大きいですと考えますが、後発品の使用はわずかですが、2品目増えて4品目であります。いずれにいたしましても現段階では後発品の品質や情報を集め、院内に設置しております薬事審議委員会において優良後発品を十分論議検討していかなければならないと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

議長（岩崎 三次君）

久好勝利君。

議員（１０番 久好 勝利君）

まず、介護保険の住宅改修の件について伺いますが、住宅改修をしようとする際には、事前に相談に応じる体制があるということが言われましたけれど、この体制というのは、相談を受ける人が複数で受けているのかそれとも１人で受けているのか、その点どうでしょうか。

議長（岩崎 三次君）

是永介護保険課長。

介護保険課長（是永 勝敏君）

お答えします。

住宅改修の相談につきましては、介護保険課の給付係、職員４名おりますが、４名で対応しておるところでございます。

お見えになって相談するケースは一人か二人ということで体制づくりをしておるところです。

以上です。

議長（岩崎 三次君）

久好勝利君。

議員（１０番 久好 勝利君）

まあ一人か二人で相談に応じるということのようですけれど、この住宅改修に当たっては、まず一つは、その利用する人の身体の状況あるいは家族の状態とか、そういった在宅介護あるいは在宅看護についてそれなりの経験があるとか、あるいは住環境、つまり建築の問題についてそれなりの知識があるという人が私は望ましいと思うんですが、そういった知識を十分に備えた人が相談に応じているのか、当たっているのかどうか、その点どうですか。

議長（岩崎 三次君）

是永介護保険課長。

介護保険課長（是永 勝敏君）

それぞれ専門的な知識を要する部分については担当課の専門職に相談をしながら、それと介護支援専門員、ケアマネージャーがある程度心身の状況等を把握しておりますので、そういったものをもとに住宅改修についての相談をやっておるところでございます。

以上です。

議長（岩崎 三次君）

久好勝利君。

議員（１０番 久好 勝利君）

そのケアマネージャーがそれなりの利用者の状態を把握しているということのようですけれど、ここが大きな問題に今なっているようです。というのが、消費生活センターあるいは国民生活センター、こういったところへの相談が今急増しているんです、いろんなトラブルがあって。その一つが、やはりケアマネージャーが作成するケアプランの中にこの住宅改修が含まれているということから、先ほども言ったような在宅看護とか介護の経験がなかったり建築に対

する知識がほとんどないというような方が、いわばケアプランの中で作成する住宅改修の担当をしているということから、結局は的外れな工事が行われるということもあるわけです。

それと同時に、この介護保険が始まってサービスの市場化というものがあります。そういったところで、中には65歳以上の方おられんですかというセールスから始まって、この住宅改修が行われるというようなこともあります。

ですから、こういった相談を受け付けた消費生活センターあるいは国民生活センターの方では、次のような問題についていわば指摘をしておりますが、まず一つは、介護にかかわる住宅改修経験や知識のない事業者でも参入できる今の仕組みを変えるべきだと。二つ目には、住宅改修の際は事前相談を条件にしている自治体も・・中間市もそうしているようですけれども、これを事前申請を制度化する。そして、事業者が改修費の9割を市町村から受領するように切りかえていく。本人が払うのではなくて。そして三つ目には医療、保健、福祉住宅改修の専門家のネットワーク化やケアマネージャーの住宅改修の研修、行政の関連部署の連携強化が必要だと言ってるんです。

そういったことから考えたときに、一人か二人の職員が相談に応じるというのではなくて、私の質問の中にもありますように、行政として組織的にこの問題について相談を受けたら処理していくというような方向で進めることができないかどうか、その点を伺いたいと思っておりますが。

議長（岩崎 三次君）

是永介護保険課長。

介護保険課長（是永 勝敏君）

今の住宅改修制度では、いわゆる国で決められた制度でございますので、事後申請というふうになっておるわけです。住宅改修自体は軽度な工事、住宅改修、手すりの取り付けとか段差の解消とかいうところで、バリアフリーとかいうそういう専門的なところまではいかない工事なんです。だから、ケアマネージャーで、ある面からすると簡易な工事でございますので対応できる部分もあるかと思っております。それで、それを事前申請というような形では今の国の制度からするとできないということになります。

以上です。

議長（岩崎 三次君）

久好勝利君。

議員（10番 久好 勝利君）

制度そのものは国の方がつくったものによると、これはもういわば住宅改修をしようとする人と事業者との間で契約をして、あとお金を払って、いわゆる事後申請ということになるわけです。そこでトラブルが起こっているということで、何とかそういったトラブルが起こらないようにするべきではないのかというのか私の質問なんです。

ですから、その必要性を余り感じていないということかもわかりませんが、せっかく20万円も、いわば介護保険からは18万円ですけれど出したお

金が有効に使われるようにしていくためにも、そういったトラブルが起こらないようにする。そのためにいわば医療あるいは建築などの専門家が連携してそういった相談に応じる。しかもそれは事前に相談に応じるように制度としてつくり上げていくというのが必要ではないかと思うんですが、その点市長はどう考えられますか。

議長（岩崎 三次君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

私が今聞かせていただいているのは、中間市内の方でこういったトラブルはあってないと、そういう話を聞いておりますので、中間市の場合はきちんこの制度がうまく運用されていると、そういうふうに理解をしております。

議長（岩崎 三次君）

久好勝利君。

議員（10番 久好 勝利君）

トラブルとして上がっていないからないんだというのではなくて、今後この制度によって、平成12年度では159件の住宅改修が行われております。また、平成13年度は223件行われております。これ一つ一つつぶさに見ていけば何らかの問題は生じていたのではないかと思います。そこら辺は私もはっきりした市内の状況はつかんでおりませんから全国的なことと言っておりますけれども、今後こういったことのないような方向で検討をしていただきたいと思いますが、ただ職員一人二人で当たるのではなくて、何らかの集団的なそういう対応ができないかどうか、その点どうでしょうか。

議長（岩崎 三次君）

是永介護保険課長。

介護保険課長（是永 勝敏君）

今、久好議員のおっしゃることは我々としても十分理解しておりますが、何分住宅改修だけではございませんで、もろもろの業務があります。その中で皆それぞれ仕事を抱えた中でこういった住宅改修の部分についてもご相談に応じておるということでございますので、確かに13年度は223件ということで、対12年度と比べますと住宅改修の需要というのは今から今後も伸びてくるんじゃないかということは懸念されております。

ただし、20万円の限度額の中で、限度額いっぱい使ってある方ちゅうのは約2割ぐらいです。ほかの方は20万円までいかなくて、20万円以内でおさまっておるのが現状でございます。

以上です。

議長（岩崎 三次君）

久好勝利君。

議員（10番 久好 勝利君）

まず、事前の相談ですけれど、今後まだトラブルとして中間市内で起こらないということを私もそこら辺ははっきりしたものはつかんでおりませんから、

そうだとすると、今後そういったことが起こらないように住宅改修する際には事前に相談をして下さいというような方向で、事後の申請ではなくて。そういう方向で広報とかそういったところで取り上げていただきたいと思っております。

それと、確かにいろいろんなケースがあって、20万円限度額いっぱい使う人は少ないということはわかります。しかし、中にはいろいろ工事が重なってかなりの金額になる人もおるかと思えます。ですから、福岡すみよか事業を活用している人もおるわけですが、この福岡すみよか事業の活用によって、これ予算が限定されておりますから、それで不足したというようなことはないかどうか伺いたいと思っておりますが。

議長（岩崎 三次君）

是永介護保険課長。

介護保険課長（是永 勝敏君）

福岡すみよか事業につきましては、介護保険プラスの30万円ということの限度額がございます。平成12年度につきましては件数は、申請等は一切ありません。13年度につきましては、介護保険の方で3件、それと身障の方で1件でございます。これは介護保険でいう住宅改修の簡易な簡単な工事と別に、いわゆる住宅までのスロープの設置がすみよか事業の対象となる工事として上がっておるところでございます。

以上です。

議長（岩崎 三次君）

久好勝利君。

議員（10番 久好 勝利君）

では次に、去年の3月議会で、私が当時の藤田市長に質問した社会福祉主事の問題について伺いたいと思っておりますが、確かにそういった資格を持った職員はかなりいると思えますけれども、この老人福祉法で言ってる社会福祉主事というのは、老人福祉に関する相談に応じ必要な情報の提供や必要な調査指導を行い、市職員に対しては老人福祉に関する技術的指導を行うということで規定されております。ところが、そういった資格を持っている人が何人いようと、こういった形での仕事は私はできないと思うんです。

ですから、先ほども青木議員の質問の中にも、企画課での統計の問題でいろいろありましたけれども、よその場合ですと統計だけを専門にする職員を配置するとかそういったことで対応しておるように、ほかの仕事をしなから、片手間で何か相談があったら応じるというようなことでは、ここに書いてあるように、相談には応じられても必要な情報の提供あるいは必要な調査指導を行い、また市職員に対しては老人福祉に関する技術的な指導をするという立場にないから、そういったことが不足すると私は思うんですが、その点で、今までなかったからその必要性は感じておられないと思えます。しかしながら、今後の老人福祉のあり方というものを見たときに、中間市で法律でもそういった置かなければならないという規定されているにもかかわらず置いていないとい

うことで、ただ資格さえ取っておけばそれで事足りるのだということで今後も進められるのかどうか、その点を伺いたと思います。市長に。

議長（岩崎 三次君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

先ほども一般質問の中でお答えをいたしておりますように、ことしの4月から、よりきめ細かなそういった相談窓口をつくっていておりますので、そういった中で対応させていただきたい、いきたいと、そういうふうに思っております。

議長（岩崎 三次君）

久好勝利君。

議員（10番 久好 勝利君）

この件につきましては当時の藤田市長でも、配置する方向で検討したいという答弁をされているんです。ですから、その必要性を感じない大島市長ではそういった相談窓口を充実させればそれで済むということのようですが、今回はそれでやめておきたいと思えます。

次に、9月議会で老人医療費の問題で質問しましたが、国保の問題で質問し、その中で老人医療も出てきたんです。その中で、長野県の各自治体は医療費が非常に、老人医療費が低いと。中間市に比べると一人当たり30万円も低いが、これは研究する余地があるのではないかとということで私は質問しました。

今市長の答弁を聞いておりますと、この長野方式というのが医療最新の技術を持って当たっていると。そしていわば老人医療については世界にも例のない差別医療で、3カ月たったらほとんど病院から追い出されるわけですが、この方式をしっかりと守っているから入院期間も短いので医療費が下がるのだと言われましたけれど、一般的に言われているのは長野県の場合、予防医療を充実させている。そこで、医療費も下がるというのが現実のようです。ですから、そういった点で随分と医療費が低いということに対する感覚の違いとっていいのか、それとも何か絶対に医療費が低いのはこの北九州では最新の技術でやっていないからということにも聞こえるけれども、そういった病院との関係、患者との。問題なのか、それとも予防医療との関係なのか、そこら辺の認識はどうなんですか。市長に。

議長（岩崎 三次君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

私もお医者さんじゃありませんので、なかなかそういった部分、即答することが難しいんですけども、最後に申し上げましたように、そんなにすばらしいところがございますので、一度職員を派遣させていただいて、いいところを勉強させていただきたいと、こう思っております。

議長（岩崎 三次君）

久好勝利君。

議員（１０番 久好 勝利君）

ぜひ職員を派遣して、十分研究してもらいたいと思います。

そして次に、ことしの３月議会で取り上げました医薬品の問題です。

これで国の方もいわば新薬だけに頼らず、後発品を使うようにということで今いろいろと、特に国立病院などに対しては働きかけを行っているようです。それで、先ほど市長の答弁では、８００品目のうち２品目増えて４品目になったということですが、これで大体薬の中に占める後発品は０．５％ということのようですが、今国立病院で平均で０．６４％、これも随分低いんですけど、そのようになっております。それで、厚生省としてはつい最近、国立病院に対して後発医薬品の使用は医療保険財政の効率化及び患者負担軽減を通じた患者サービスにも資する。それで、後発医薬品使用の促進を図りたいという通知を各国立病院に出しております。

そこで、先ほどの市長の答弁の中で、品質が低いと、後発品はですね、今後優良後発品を見つけて何か採用していくというようなことを言われておりますけれど、今まで後発品を使った病院などの報告によりますと、後発品はほとんどが中小企業で作っておりますから、日本の中小企業というのは非常に技術が高いんです。ですから、決して先発品に見劣りのするような薬は使っていない、作っていないということが言われております。ですから、３月議会においては副作用がどうのこうのということを心配されていたようですけれど、その副作用についてはもう今回は出されていませんが、それなりに解決したのかどうか、その点伺いたいと思いますが。

議長（岩崎 三次君）

田中市立病院事務長。

市立病院事務長（田中 茂徳君）

お答えいたします。

そういうものも含めまして今抜本的に薬事審議会等で審議をしているところでございます。

議長（岩崎 三次君）

久好勝利君。

議員（１０番 久好 勝利君）

その副作用ですけれど、今まで使った後発品でそのような事例があったかどうか、その点伺いたいと思いますが。

議長（岩崎 三次君）

田中市立病院事務長。

市立病院事務長（田中 茂徳君）

お答えいたします。

私が知り得る範囲内、当初２品目でございましたが、今のところはそういう副作用等につきましてはご報告を受けておりません。

以上でございます。

議長（岩崎 三次君）

久好勝利君。

議員（１０番 久好 勝利君）

そういったことで、副作用についても先発品と変わらない成分を使っているわけですから、何ら新薬・先発品を使うのと同じ状況で使えるというのが後発品ですね。ですから、その点は余り心配されなくてもいいのではないかと。優良後発品などと殊さらに言わなくても。と私は思いますけれど。

それと、後発品を使わないという、余り使われていないというところで、先ほども使用するかどうかは医師の判断によるところが大きいということも言われておりますが、この点で中間の市立病院で今後後発品を使う上で私が一番危惧しておるのが大学からの派遣医師によって医局がいわば運営されているというところだと思うんです。ですから、大学病院で使っているいわば薬品をそのまま使うような形にもなりかねない。ですから、国立病院あるいは大学の附属病院あたりが後発品をどんどん使うようになるまでなかなか市立病院では使う方向には向かないのではないかとということが考えられるんですが、その点で患者負担も減る。あるいは国保の財政負担も削減される、医療費について。そういったことを考えたときに、ただ医師の判断によるところが大きいということで医師任せということに今後もしていかれるのかどうか、その点を伺いたいと思います。

議長（岩崎 三次君）

田中市立病院事務長。

市立病院事務長（田中 茂徳君）

お答えいたします。

まず、今現在専門業者と、これ問屋でございますが、そういう業者から資料等十分に集めているところでございます。その中で、当然薬と申しますのは医療行為の一つでございますので、先ほど市長が答弁いたしましたように、これは医師の判断が大きいというのはそういう意味でございます。決して変な意味で使ったわけじゃございません。ですから、今後そういうものも含めまして後発品の使用については十分に論議をしていきたいというふうに考えております。

議長（岩崎 三次君）

久好勝利君。

議員（１０番 久好 勝利君）

確かに薬を使うのは医師で、日本の場合ですと医師が調剤したものをいわば薬剤師がいろいろと変更することはできないような仕組みになっておりますので、医師の判断というのは非常に大きいかと思っておりますけれども、ただ中間市立病院の場合ですと、大学からの派遣医師がほとんどという中で、果たして患者負担の問題あるいは国保など市の財政負担にかかわるような問題まで含めて検討できるかどうかというのがあるわけですから、今後市長部局としてのリーダーシップなどを発揮されて、後発品への切りかえを一層深めてもらいたいと思いますが、その点についてだけ伺っておきたいと思っております。市長に。

議長（岩崎 三次君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

先ほど田中事務長の方からも薬事審議会の話が出ましたけれども、毎月行っておりまして、その出席参加メンバーも常勤のお医者さん全員とそれから薬剤師2名、それからあと事務担当者と、こういうことで毎月やっておりますので、その中で十分議論をしていきたいと、このように考えております。

議長（岩崎 三次君）

久好勝利君。

議員（10番 久好 勝利君）

これで終わります。

.....

議長（岩崎 三次君）

次に、宮下寛君。

議員（8番 宮下 寛君）

日本共産党の宮下でございます。質問通告に基づきまして一般質問を行います。

市町村合併問題についてであります。

市町村合併問題は、今地方政治の最大の焦点の一つとなっているとって過言ではないでしょう。ことしの3月末現在で法定合併協議会の設置は65地域、参加市町村の数は249ですが、このほか研究会や検討会などを合わせると、何らかの形で検討している市町村は517地域の2,226にも上り、全市町村の約7割になっていると言われています。

政府による市町村合併の推進は、13年前の1989年の第2次行革審答申の以来ですが、実際に合併に取り組む市町村はごく一部にとどまり、1990年から99年までの10年間で合併したのはわずか10地域にすぎませんでした。この状況が一変したのは、1999年の地方分権推進一括法の成立により国の合併推進が本格的になってきてからであります。しかも地方分権一括法の一環として合併特例法が改定され、地方交付税の全額補償期間を5年間から10年間に延長した上に、合併特例債の創設等によって冒頭に述べたような状況をつくり出しました。

今日の市町村合併に対し、政府や県は自主的な合併を支援しますとっております。例えば、合併協議会の運営の手引きという本の初めにの中で、芳山総務省自治行政局長は、市町村合併とは住民がみずから地域の将来を考え、自分の子や孫のために何をなすべきかという視点で考える機会でもあるとっております。がしかし、2000年12月に閣議決定された新行政改革大綱には、市町村合併後の自治体数を1,000を目標とするという方針を踏まえてという文言が入れられ、翌2001年3月には閣議決定によって市町村合併支援本部が設置、総務大臣を本部長に、内閣官房副長官及びすべての副大臣で構成される文字どおり内閣全体での推進体制がつくられました。

こうした実態から見ても、国挙げての市町村合併の押しつけであることは明らかであります。だからといって日本共産党は何が何でも合併反対という立場をとるものではありません。要は、合併が中間市民の利益になるのか不利益になるのかどうかであります。

これまですべて述べてきたのは、平成の大合併と言われる今日の市町村合併が決して地方自治体の中から打ち出されてきたものではなく、政府主導のものであるということ。だからこそ地方自治の本旨である住民自治、団体自治という観点にしっかりと立って合併に対処しなければならないと思うからであります。

こうした立場から、市長に2点にわたって見解を伺います。

一つは、市長は合併について市長選挙以降のこの間言及をされていますが、この中間市が他の自治体と合併しなければならない。すなわち中間市が自治体として成り立っていけない理由はどこにあるのか、今一度伺います。

二つには、先月、県の合併推進課の職員がこの中間市に来て講演を行いました。その際、中間市と遠賀郡4町の合併を想定してのように思いましたが、今具体的に進めようと考えている、あるいは進められている自治体があるのか伺いまして、まず1回目の質問を終わります。

議長（岩崎 三次君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

宮下寛議員の市町村合併問題についてお答えをいたします。

まず初めの中間市が単独で自治体として成り立っていけない理由についてでございますが、地方財政はバブル崩壊後、総じて景気回復を優先した財政運営を国の指導で行ってきました結果、近年借入金が増え、全国で平成13年度末の地方自治体分は195兆円の多額の借入金、いわゆる借金を抱える結果となっております。このことは本市においても同じで、財政構造の弾力性を判断する経常収支比率は92.4%で、公債費負担比率は14.6%、財政力指数は0.402と大変厳しい状況にあります。

また、本市は高齢化率も平成14年5月末日現在22.6%と非常に高くなっており、今後徹底した行財政を推進する中であっても少子高齢化に向けた地域福祉の充実あるいは生活関連社会資本の整備などが必要であります。長期的な資金需要の増大に対応できる資金力といたしましては限界がある、そう言わざるを得ないわけでございます。

国は小規模自治体に対する地方交付税の段階補正を見直すこととしていますが、その試算値では、人口4,000人の自治体では5,500万円、3万人の自治体では3,000万円が削減されるとされています。人口5万人以上の自治体には影響はないとされてはいるものの、今日、社会経済の低迷により国の税収も伸び悩んでいることから、5%削減の方針も取りざたされております。

基礎的自治体として住民サービスの低下や後退を招くことは避けなければなりません。特に本市はご存じのように産炭関連法の終息に伴い、国、県の産炭地域振興臨時交付金等が交付されなくなったことによりこれまで以上に厳し

い財政状況となり、長期的な観点に立ちますと、合併問題については積極的に取り組まなければならないと考えているところでございます。

次に、具体的な自治体でございますが、議員もご承知のように、本年1月22日、合併に向けた論議の場として市の執行部による中間市合併検討委員会を設置をいたしたところであります。その後の4月1日、議長をオブザーバーに、副議長を初めとした市議会の各会派代表者と助役を初めとした執行部を加え、中間市合併検討特別委員会を設置をいたしました。

合併の相手方につきましては、4月19日に開催をされました第1回中間市合併検討特別委員会において歴史的、地理的に深いつながりを持ち、また市民生活に直結したし尿やごみ処理を初め、火葬場や休日急病センター、農業共済などの業務を共同運営しています中間遠賀広域行政事務組合を構成しております遠賀郡4町を合併の相手方として検討していくことが確認をされました。

このことを受けまして、公式に遠賀郡4町の町長それぞれに行政水準比較のための資料収集に係る協力の申し入れを行ったところであります。

現在、特別委員会に設けました各部から選抜した職員による作業部会によって遠賀郡4町に対して資料収集を行っているところでありますが、今後につきましては資料等が整理できた時点で合併検討特別委員会にご報告申し上げることといたしております。

議長（岩崎 三次君）

宮下寛君。

議員（8番 宮下 寛君）

今の市長の答弁をいただきましても、中間市における合併論というのが中間市の財政の脆弱さと。すなわち大きな産業もなく、今日の不況下において自主財源が大きく望めないと。またその上政府による地方交付税の削減の動きが顕著になっている。こうしたさまざまな要因が重なって、市としてやっていけるのか、こういう心配からのものじゃないかと、こういうふうに思うわけです。

そこでちょっと財政課長に伺いますが、地方交付税、これはそれぞれの自治体の財政力にかかわりなく行政サービスにおいて一定の水準を保障することを定めているいわゆる財政調整システムとしての機能を果たす制度であると、おおむねこのように理解しているわけですが、それによろしいでしょうか。

議長（岩崎 三次君）

牧野財政課長。

財政課長（牧野 修二君）

お答えいたします。

議員が今申されたように、中間市で申しますと人口約4,800人の市民の方が最低限行政を行うための経費と、いわゆる基準財政需要額から基準財政収入額を引いたものが地方交付税ということになっております。

以上でございます。（「ちょっと」の声あり）4万8,000、失礼いたしました。

議長（岩崎 三次君）

宮下寛君。

議員（ 8 番 宮下 寛君 ）

地方交付税法第 6 条の 3 第 2 項には、法定の交付税額が地方団体の財源不足額の総計と著しく異なる場合、交付税率の引き上げを行って国の責任で補てんすることを決めて、地方自治体での住民に対する行政サービスに支障が起らないようにすべきであることが規定されています。なぜこのように地方自治体に対する手厚い保護がされているかと言いますと、この地方交付税法第 1 条に交付税の目的を財政調整と財源保障の二つの機能を通じて地方自治体の本旨の実現を資するとともに、地方団体の独立性を強化することを定めております。

この規定は、憲法 9 2 条の地方自治の本旨の保障にかかってくるものだからです。すなわち第二次世界大戦前、いわゆる戦前は知事が国からの任命であることに示されており、地方政治は国からの監督を排除した今日のような自治という考え方はなかったわけです。上意下達のもとにあったということ。国民の基本的な人権も認められず、文字どおり暗黒政治であったことがあの悲惨な、そして多くの犠牲をもたらした戦争を防ぎ得なかった、こういう反省から、戦後憲法にうたわれてる民主主義の柱の一つとして地方自治、団体自治を確立していったわけであります。

今、小泉内閣による地方交付税削減の施策、こうした憲法の趣旨を踏みにじり、日本における民主主義を破壊する道に通じるものであること。そしてこのことは今国会で重大な問題となっている有事法制、根は同じものであるというふうに断じざるを得ません。強く糾弾するものであります。

このように、一つは地方交付税というものの考え方というのは、もともと地方の徴収すべきものを国がかわって行っている、これが趣旨なんです。だから、国は交付税といって地方に国が与えているというものではないです。だからこういうところを少し地方交付税というものに対して我々はやっぱり認識し直さなきゃいかんのかなというふうに思うんです。

さて、先月の 4 月、県の職員が講演したシミュレーションに沿って 1 市 4 町が合併した後、財政問題が一体どのようになっていくのか、この辺についての推測を行ってみたいと思います。

そこでまたお伺いしたいのが、中間市を初め 1 市 4 町の地方交付税は現段階幾らなのかということ。それから、財政調整機能として段階補正額、これはどのくらいになるのか。他の町でわからなければ中間市だけでも結構です。よろしく願います。

議長（岩崎 三次君）

牧野財政課長。

財政課長（牧野 修二君）

お答えします。

平成 1 2 年度の資料で申しわけございませんが、1 市 4 町の地方交付税は総額 1 6 9 億 7 , 0 0 0 万でございます。

2 番目の、議員のご質問であります段階補正がそのうち中間市の分で・・・

1市4町でどれくらいかということにつきましては、この段階補正というのは各市町で個々補正額というものは変わっておりますのでまだつかんでおりません。ちなみに、中間市の段階補正というものを概算でございますが、一応段階補正というものは全国の市町村の平均値にどれだけ各市が差があるかということで、その差を縮めるために段階補正という数値があるわけですけど、本市の段階補正から1を引きました数値におおむね数値を掛けましたところ、中間市では大体3億3,000万ほどの段階補正がプラスされておるのではなかろうかというふうに試算はいたしております。

議長（岩崎 三次君）

宮下寛君。

議員（8番 宮下 寛君）

3億3,000万ということで、少し全国的に比べても低いな。それだけ中間市の財政はいいのかなというふうにちょっと思っているんですが、私が2001年度、昨年度の高知県に、その資料によりますと、大体5,000人から5万人程度では4億から5億程度の段階補正が行っております。これは単に人口による、人口の数による措置ですから、他の県においても基本的には変わらないものです。ですから、今3億3,000万、中間市が出されたということでこれで計算していきますが、大体1市4町で同程度のものがあるとしても10数億のものが段階補正として今行われているわけです。これは人口10万人を基準に置いております、段階補正というのは。ですから、10万人以下のところに補正を行っているわけです。10万人を超しますとこれゼロになります。多ければ多いほど段階補正は削減をされていきます。そういう性格のものなんです。

この合併特例ということで1市4町ということになると十四、五万人の人口になるということですから、本来ならばこれゼロになるわけですが、特例で10年間一応保障されるということですから、10年間はそのまま続くんです。あと5年間でこれをゼロにしていくんです。5年間ですから、まず1年は9割、次は7割、5割、3割、1割、16年後にはゼロになるんです、段階補正が。

つまり1市4町が合併をして、確かに一つの自治体としての財政規模は大きくなります。しかしながらこの段階補正はゼロになっていく。ましてや十四、五万ということですからさらにそれ削減をされていくでしょう。だからこの段階補正の分だけでも10数億というものは削減をされていくんです。つまり再生力はそれだけ落ち込んでいくわけです。いわゆる人口一人当たり、住民一人当たりの予算というのはこれは減っていくんです。

だから、何か大きくなるといいことがあるんじゃないのかと、いろいろ施策ができるんじゃないのかというふうに思われているわけですが、決してそうではないと。しかも、特例債ということで県の職員が言っておりましたのが約630億ですか、開発に際しての債権認めますよというふうに言ってるわけですが、これは全額を借りるということではないんでしょうけれども。しかし、この開発事業を行うんですが、中間市はどういう自治体・・特に1市4町、遠賀

4町と合併しても中間市は周辺部なんです。真ん中ではないんです。ですから、その開発事業には余り恩恵に預からない。こういうのはもう目に見えているわけです。

そこでちょっとお伺いしますが、630億も借りることはないとは思いますが、開発をしています。どこどこ開発、駅前開発だとか新しい庁舎をつくるとかそういう開発が行われる。これの返済ですね。当然借りたものは返済をしていかなきゃなんです。この返済がピークに達する時期というのは、例えばことし、来年1月、・・・4月でもし合併したと、そうしますと・・・ことしやないですもいいですわね。合併したその年からこのピークになる時期はいつごろになるんでしょうか、財政課長、もしわかれば。

議長（岩崎 三次君）

牧野財政課長。

財政課長（牧野 修二君）

お答えいたします。

先ほど議員が言われましたように、合併特例債は合併した翌年から10年間、シミュレーションの中間・遠賀では大体600億程度の枠という形で示されておりますが、今議員のご質問にありますピークはいつかということに際しましては、基本的には1起債大体15年から20年ぐらいの償還という形で今現在借りておりますので、そういったことをかんがみますと、10年間そういう特例債を借りるとい形になりますので、10年後の3年据え置きを考えれば、合併して13年から15年ぐらいがピークになるのではなかろうかというふうに思っております。

ただし、この600億と申しますのは、あくまでも新たな事業として借りた分でございます。本市といたしましてはこういった・・・今現在いろんな事業を行っておるわけですが、そういった事業も含めてそういった合併後にはそういった通常行っている事業をできるだけ合併特例債等を利用してしながら行っていきたいというふうに考えておりますので、すべてプラスになるというふうには理解しておりませんのでよろしくお願いいたします。

それからもう一つ、ちょっとご説明、補足説明をさせていただきたいんですが、先ほどの段階補正の問題でございますが、議員の方のご説明で、10年間段階補正はないというふうなあれですが、先日から県の説明会あるいは助役財政課長会議等が先日から県の方であっております。その中で来年度以降の交付税の説明があっているわけですが、既にもう14年度から段階補正の見直しということはもう自治省としては行っていくと。今後3年間段階補正を見直しをさせていただきたいというふうになっておりますので、今から10年間ということではなくて、もう既に段階補正というものは政府の段階ではもう扱うと、いわゆる合併をすとかしないとかにかかわらず、一応もう段階法では扱うということでございますので、やはり合併をしない自治体にとっては大変段階補正という問題につきましては厳しいものと私の方は考えております。

議長（岩崎 三次君）

宮下寛君。

議員（8番 宮下 寛君）

まあ、今既に地方交付税の見直しが始まっているんだと、こういうふうに今言われたけど、今の地方交付税というのは抜本的な見直しじゃないんです。今地方交付税として出すお金がもう国の方にないから借りかえをしてくださいということで、今地方交付税のほかに臨時財政対策債というものが出ているはずなんです。ですから、これはもう地方交付税の借りかえですから、これを今出ている地方交付税と臨時財政対策債、これを合わせると旧来の地方交付税とそんなに差がないんです。問題は今言ってるのはそうじゃなくて、地方交付税そのものがなくなった・失礼。段階補正そのものがゼロになっていくわけですよ、これはもういや応なしに。だからそれによる影響力が物すごく大きいということなんです。

それが今お答えによると13年から15年ぐらいが借金返済のピークになるだろうと。そうしますと、先ほど言った10年間は保障しますよ。あと5年間で漸減をしていきます。漸減をしていくと、少しずつ減らしていくぞと。5年間でゼロにしますよと。その減る時期とピークになる時期が合致してくるんです、重なってくるんです。これはやっぱり地方自治体としては大変な状況になってくるだろうと。だから、合併必ずしも万々歳ということにはやっぱりならないなという思いがします。

それから、今一つは少子高齢化ということも市長言われました。人口減も考えられる。実際これは先ほど同僚議員の方からも取り上げておられましたけど、自主財源がいよいよ厳しくなるから、税金を負担する人が減って、逆に福祉など初めて税金を使う人が多くなると、たえられないというそういう心配だと思っただけですが、もともと少子高齢化対策というのは、高齢者の方が安心して老後を過ごすことができるようにすること。それから若い世代が定住でき安心して子育てができること。そのための福祉施策を充実させる。そしてまた就職、いわゆる地域企業の活性化といいますか、そういうものも必要になります。こうした施策は、自治体もそうですが、国の施策が非常に重要になってきてるんです。もともとこれはもう国が主にすべきことなんです。合併で少子高齢化対策が進むと、合併したことによって。今心配されている、市長が心配されていることによってことが合併によってその少子高齢化が何か進むという保障があるのかなちゅうことをちょっとお伺いしたいんですが。

というのは、先ほども指摘しましたように地方交付税、これ下がっていくんです。もうこれは法律上下がっていく。予算そのものはどんどん下がっていくのに少子高齢化を充実していくという保障があるのかな。その辺まず1点お伺いします。

議長（岩崎 三次君）

牧野財政課長。

財政課長（牧野 修二君）

お答えいたします。

今議員ご指摘のように、確かに交付税等は合併するという事になれば10年後に5年間で漸減していくというふうになっておりますが、当然国あるいは県といたしましてもその15年間の間に広域的な観点から公共施設の効率的な配置あるいは再検討をし、類似施設等の整理統合あるいは今議員がおっしゃられました少子高齢化対策、そういった事業の重点的な対策については個々に対応するというようなことが合併の中でできるのではなからうかというのが一つのねらいだというふうに私も感じておりますので、そのとおりご理解を賜りたいと思っております。

議長（岩崎 三次君）

宮下寛君。

議員（8番 宮下 寛君）

今端的に、ちょっと非常に心配する答弁が出てきたんですよ。類似施設の統合と。ということは、今1市4町である施設を一つのところに、また二つのところに集約するという事なんです。つまり、自分の地域にあった施設がなくなっていくという事なんです。これは役所の立場から見たら効率化ということで非常にいいのかなと思うんですが、しかしこれは住民にとっては非常にサービスの低下です。こういうことはやっぱり絶対認められない。

少子高齢化というなら、先ほども言いましたように、国の施策の充実と改革です。それぞれの自治体での福祉や地域産業の振興など施策の充実こそが大切なんです。そして、こうした点から見ても、地方自治体の重要な財源である地方税の削減を、そういう動きを強めている政府に対して地方自治体として厳しい批判の声を上げるべきだと思うんですが、市長いかがですか。

議長（岩崎 三次君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

まさに今そういった議論を検討委員会の中でどしどしやっていただきたいなと思ってるわけでございまして、ただ合併そのものについても、合併がすべてゴールではないと。むしろこれから中間市が、あるいは合併することによって生きていけるというそういうものをやっぱり今の時期、早い時間にやっぱり考えるべきじゃないかなと、そう思っているわけでございまして、この中間市だっけかつて長津村と底井野村が合併をしたわけでございます。そういった歴史もちゃんとあるわけですし、もうだからといってもう合併がすべてだめだちゅうことには僕はならない、そう思っていますんで、これから宮下議員も検討委員のお一人でございますので、大いに議論をしていただいて、いいものをぜひ早急に結論づけていただきたいなと、こう思っております。

議長（岩崎 三次君）

宮下寛君。

議員（8番 宮下 寛君）

ちょっと言い忘れていたことがありまして、先ほどの市長の答弁の中に、議会と市当局と検討委員会をつくりましたよと。検討委員会の決定がされてそし

て各町に申し入れを行いましたと、そういう旨のお答えだと思っんですが、私これとんでもないと思っんです。検討委員会というのはこれ学習会なんです。決定する機関ではありません。何もこの議会で決まったわけじゃないんですから。そういうことはひとつ、きっちりと区別をしとかなないといかんと思っんです。検討委員会ちゅうのは決して研究会というか、あれですよ、法的なものは何もないんですから、あくまでも学習会です。だからこれは決定機関じゃないちゅうことをしっかり頭の中に入れとってほしいと思っんです。

それから、ちょっと質問に戻って、少子高齢化ということで中間市以上に、いわゆる65歳以上の住民の比率が4割を超えている自治体というのは全国で少なくない。そういう自治体があるというふうに聞いております。そのためにやっていけないという自治体があるのか。つまり少子高齢化が進んだために自治体がつぶれたという自治体私聞いたことはないんですが、そういう市町村があること聞いたことがないんですが、どこかあれば答えてほしい。

議長（岩崎 三次君）

牧野財政課長。

財政課長（牧野 修二君）

私の知る限りはちょっとありません。

議長（岩崎 三次君）

宮下寛君。

議員（8番 宮下 寛君）

ないんですよ。そりゃ当然です。そりゃ調整機能として、また財源保障として国が地方交付税で保障しなきゃいかんのですから。どういう自治体であつても一定の水準レベルまで持っていくようにしていくというのがこれ地方交付税の趣旨なんですから、あつてはとんでもないことなんです。

だから、今少子高齢化ということが合併の理由になってはいかんのです。これは各市町村、そこそこの自治体で、先ほども言いましたように安心して暮らせる。また若い人もどんどんあの中間市はほんとに住みやすいよ。これは午前中の議員からも出されましたけど。そうする施策をとることによって人口もまた増えていくだろうしその中からも収入も増えていくだろうし、活性化もできてる。だからやっぱりそういう福祉施策がどのくらいきっちりやれるのかということがこれからの自治体に課せられている問題だというふうに思っんです。

このほかにも合併に対してはいろいろな問題があります。先ほども出ましたように、住民サービスの問題、利便性の問題、それから一番心配するのは、市役所はどうなるんだろうとか、そういう問題を含めていろいろありますけれども、それはまた次回、次々回、これからも検討を深めて、本当に市民の皆さん方が十分理解できるように、そして少なくともこの議会の中だけで決めるようなことをしてはいけない。やっぱり市民の皆さん方に十分理解して、そして市民の皆さんと一緒にこの合併問題が進んでいくということにならなきゃならないということを添えて私の質問を終わります。

もう一つ。そのことを市長どう思われるのか、これを聞いて私の質問を終わ

ります。

議長（岩崎 三次君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

まず、当面はそういった学習をたくさんされて、そして当然特別委員会もここで決めようという事じゃ決していないわけですし、全体が煮詰まっていけば市民の皆さん方にも話をせないかんし、あるいはまた広報等でそういった議論も市民の皆さん方には知らせないかんわけでございますので、そういった総がかりの中で今後中間市の行方を考えていこうと、こういうことでございます。

議員（8番 宮下 寛君）

終わります。

.....

議長（岩崎 三次君）

この際、暫時休憩いたします。

午後 2 時25分休憩

.....

午後 2 時35分再開

議長（岩崎 三次君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、野村重利君。

議員（6番 野村 重利君）

通告に従って質問をいたします。

昨年9月議会で、大島市長の公約問題と広域組合での議会での市長の謝罪問題について私は質問しました。今回は、市長の公約と中間市自身の公共工事の不正入札根絶問題について質問したいと思います。

ところで、質問に入る前に大島市長に聞いていただきたいのは、国会で大問題に発展していきまされた鈴木外務省疑惑問題に触れておきたいと思います。

この疑惑問題については幾つの特徴がありました。一つは北方4島支援事業でのいわゆるムネオハウスなどの入札への鈴木宗男議員の関与と、その見返りとしての金の受け取りに見られますように、あそこまで生々しく政治の腐敗構造、実態を暴き出した腐敗事件はかつてなかったと思います。外務省の内部資料でも、鈴木議員と外務省とのやりとりを通してどうやって利権がつくられていったのかという過程が生々しく明らかになりました。

もう一つの特徴は、政・官・業の癒着であります。これまで政と業、政と財の方はよく表に出てきましたが、官の世界はなかなか出てこなかった。それが明るみに今回出てきた。外務省は宗男議員に脅され、あるいはなぐられ、いじめられて全く被害者のような顔をしておりますが、そうではなくて、外務省と宗男議員とが結託したからこそああいう事態になったのであります。つまりは両者が加害者の側で、被害者は国民だったわけです。官の世界がいかに腐敗し

だらしないうちにあるかということが、ここまで明るみに出たのも今回の事件が初めてであったと思います。

この30年を振り返ってみても、政・官・財癒着の疑惑事件はロッキード、リクルート、佐川急便、KSDなどたくさんありましたが、これまでの事件では大体最初に先鞭をつけるのは国税庁当局や警察、検察当局、場合によってはマスコミ、さらにはアメリカの議会であったりして、国会の外で先に事件の摘発をしてそれを国会が後追いをするというパターンでした。だから国会がマスコミ情報を利用して追求してみても相手のガードは固いから証拠も出てこない。国会議員は一体何をやっているんだ、こういう国民のおしかりを受けることになるわけでありませぬ。

ところがです。今回の事件は検察や国税当局もまだ全然手がついてない。マスコミも資料を持っていない。そういうときに真っ先に生々しい内部資料を入手できたのが日本共産党でした。それだけに議会、議員、政党が摘発の先陣を切った。そして真相を生々しく浮かび上がらせた事件というのは、この宗男事件が初めてだったのではないのでしょうか。これはまさに外務省からの内部告発があったからであります。

さて、ここから質問の本題に入って行くわけですが、国会における共産党を初めとする野党に外務省の内部告発があったことに触発されてかどうか知りませんが、共産党の私のもとに差し出し不明の市役所の内部告発と思われるものがありました。それは入札問題であります。この中身は大要次のようなことであります。

ある幹部職員が藤田市政のころから入札にかかわる業者選定を一人で取り仕切っていた。その下には二、三人の職員がその協力の役割を果たしていた。そしてそこにはいつも有力議員が介在していた。つまり、中間市でも鈴木・外務省の癒着構造があるというのであります。だが、今のところその真偽のほどはわかりませぬ。

ただ、私がこの投書を重視したのは、その告発の中に大島市政に変わった今も暗い影を落としておる、こう書かれていました。

市長は選挙を前にして「明日の中間をひらく市民の会」が主催する総決起集会で六つの緊急提言を行ってあります。そのトップに、公共工事不正疑惑の温床の根を絶つという公約を掲げられました。この市長の公約と今度の内部告発と何となく符節が合う、このように思われます。そしてこれは決して偶然の一致とは思えない。藤田市政当時に疑惑の温床なるものが実存したからこそこのことを重視して市長はトップの公約に掲げられた。これは間違いありませんか。

二つ目の質問は、公約を示した文書の中で市長は、公共工事をめぐる不正は後を絶たないと言われ、その原因は業者間の談合、行政側から業者に対して予定価格が漏れること。これを根絶しなければならない。そして市長は、その対策として五つの施策を示しておられます。

一つは、すべての公共工事の設計金額を事前に公表する。二つには、抽選型入札制度を導入し、談合入札を防止する。三つ目は、落札した業者が他の業者

に仕事をさせるといふ丸投げを禁止する。四つ目には、このための方策として工事名、場所、期間、概要、契約方法、金額の公表などを義務づける。五つ目に、落札業者の総合的評価を第三者による委員会を設置して監視制度をつくっていく。

以上5点にわたる施策は市長就任後約1年を経過する今、どこまでこれが進み、実行は見えてきたのだろうか、このことについてお伺いし、1回目の質問を終わります。

議長（岩崎 三次君）

大島市長。

市長（大島 忠義君） 野村重利議員の、まず市長が選挙で緊急提言として発表された公共工事不正疑惑の温床、談合の根を絶つについて、前市政の疑惑認識の上に立つものですかとのご質問にお答えをいたします。

公共工事不正疑惑の温床、談合の根を絶つというのは私が今年の6月4日、藤田市長の逝去に伴い、翌7月に執行されました市長選挙に立候補した際の選挙公約でございます。このフレーズが前市政の疑惑認識の上に立つものですかとのご質問でございますが、公共工事に絡む贈収賄事件や談合等の不正事件に関してマスコミによる報道が毎日のようになされております。

また、一方では、国は入札制度の透明性を図るため法の整備も図られておるわけでございます。この公平で中立な立場を堅持するためのシステムづくり、公共工事の透明性、公平性を公約の中でお約束申し上げたわけであります。本市においては、他の地方自治体の事案を教訓としながら、中間市はこのようなことがないようにきちんとしなければならないという気持ちからというのが事実でございます。

前藤田市政の時代も現在も、議員がご心配されていることは当中間市においてはあり得ないものだという確信を持っておりますし、将来にわたっても、市民から少しの疑惑を持たれないように、より一層の注意を払い、市発注の公共工事は公正にかつ厳正に実施していくのだということを私の信念といたしておりますし、このことが議員の皆さん方にご理解いただけるものと確信をいたしております。

次に、後を絶たない公共工事をめぐる業者間の談合、行政側からの予定価格の漏洩などを根絶するために公約としている5点施策については、その進捗状況、実効性についてはどうなっておりますかとご質問にお答えをいたします。

ことしの3月定例市議会におきまして一般質問でお答えいたしました内容と一部重複いたしますが、私は今年の中間市長選挙で選挙公約に、一つ、すべての公共工事の設計金額を事前公表します。二つ目は、地場産業を育成し、公正な入札のもとで抽選型入札制度を導入し、談合を防止します。三つ目は、落札した業者が実際には仕事をせず、他の業者に仕事をさせる丸投げを禁止します。四つ目は、入札情報の公表の義務づけをします。五つ目は、落札業者の総合的評価を第三者が行う委員会を設置をします。先ほど野村議員が言われました。その5施策について選挙公約としてお約束をいたしました。

この進捗状況、実効性についてお答えをいたします。

私は市長就任以来、市民にお約束いたしました選挙公約について市の幹部職員からのレクチャーを受けながら、実現に向けての論議を重ねてまいりました。この論議の中で、公共工事の透明性、公平性を図るための基盤整備として新たに備品等の指名登録制度を昨年10月発足させるとともに、本年1月1日付で従来建設部管理課で行っておりました契約事務を総務部内に契約課を設置し、工事、備品購入等の契約事務を行うことといたしました。

また、4月からは公共工事発注の際行っておりました現場説明及び工事完成保証人制度などの廃止、建設工事標準請負契約約款の採用や契約マニュアルの作成、検査体制の充実を図るための人事などを行っております。

次に、個々の公約の進捗状況、実効性についてお答えをいたします。

第1に、設計金額の事前公表につきましては、平成13年4月1日から施行されました公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律におきまして入札及び契約に係る情報は公表を基本としており、既に平成13年4月1日から予定価格の事後公表を実施しております。契約課設置後に各自治体の公表状況を調査しましたところ、予定価格の事前公表を実施している自治体が年々増加をしております。本市におきましても公正、透明性を確保の観点から、今後は事前公表に向けてなるべく早い時期に事前公表を行うべきと考えております。

第2に、抽選型入札制度につきましては、談合の防止を図る上での特効薬として各自治体で検討されてきたところであり、私も談合を排除できる究極の入札制度だと確信をいたしておりました。本年1月22日、築城町がこの抽選型指名競争入札制度を導入いたしました。談合情報により入札を延期したことが新聞紙上で取り上げられ、入札制度の公平性、透明性の確保の難しさを感じております。今後、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の趣旨を踏まえ、抽選型入札制度の採用も視野に入れた開かれた入札制度を実施したいと考えております。

第3に、工事の丸投げ禁止でございますが、議員ご承知のとおり建設工事の一括下請負、丸投げは施工の責任関係を不明確にし、工事の質の低下を招くとともに、不当な中間搾取による工事費用の増加、労働条件の悪化など発注者の信頼を裏切ることとなり、健全な建設業の発展が阻害される懸念があることから、建設業法第22条で禁止されております。

本市におきましては既に工事発注後に施工体制台帳の写しの提出を義務づけ工事現場の施工体制が施工体制台帳の記載に合致しているか、点検に努め、また契約締結時の工事請負契約約款第6条に一括委任または一括下請負の禁止条項を設けており、一括下請負（丸投げ）がないことの確認を行っております。

第4に、入札情報の公表の義務づけにつきましては、初めにお答えいたしました設計金額の事前公表と同様に、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行に合わせ、平成13年4月1日から発注見直し、入札及び契約に係る情報の公表として既に実施しております。

最後の、第三者が行う委員会の設置についてでございますが、現在、土木工事及び建築工事等につきまして工事成績の評定を義務づけ、簡潔な評価を行っているところでございます。従来、現場監督から完成検査まですべての工事施工に関することを建設部でとり行っていたものを本年4月より総務部契約課検査係に人員配置して公共工事の適正な施工の確保技術水準の向上などの目的を達成するため検査体制の充実を図りました。今後はよりきめ細かな請負業者の評価を実施すべきであると考え、工事評価を厳正かつ的確に進めて、請負業者の指導育成及び適正な業者選定ができるような資料として試行的に実施しているところであります。

公共工事の効率的な施工確保、技術水準の向上などを図るため請負業者の総合評価を第三者が行う委員会設立の前に、まずは庁内関係部課において複数の視点から、公平で適切な評価を実施すべきであると考えております。今後は指名業者の選定基準、格付基準及び地場業者の育成強化など整備見直しを図り、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づく適切な入札、契約手続の透明性、公正性、客観性、競争性のより一層の向上に資するため努力をしていきたいと考えているところでございます。

議長（岩崎 三次君）

野村重利君。

議員（6番 野村 重利君）

今、市長答弁になりましたが、この答弁の内容というのは9月議会でも市長からたっぷり聞かされました。そして、一部事務組合の議員とのやりとりの中でも同様のことがありました。これは議事録を見て私承知しております。しかし、後を絶たない公共工事をめぐる疑惑の温床、談合、これらの根を絶つということが一般的な施策の中で言われておるのではなくて、あなたが立候補を予定して開かれた集会の中で緊急提言としてやられておるんです。六つの緊急提言、いろいろあります。しかし、そのトップに掲げておられたのがこの問題。何で緊急性があるか。緊急性があったんだなと私が改めて認識したのは、私のもとに投書が来たからであります。これは前市政のことが書かれておった。そして今の大島市政の中でも黒い影を落としていると、こう結ばれておった。だからこれは未解決のままだというふうに私はその文書を理解しました。

あなたはただいまの答弁も含めて、前回の答弁も含めて言われておることは、これは中間市であったことではない。よそでいろいろあった。だからこの必要性を感じて政策として掲げたのである、こう言われるんです。中間市でこれらの不正疑惑がなかったというふうにあなたが否定される。それはもう事実確認をしての上ですかどうですか。

議長（岩崎 三次君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

事実確認ちゅうことではなしに、そういったことはないという、そういう確信に基づいた中身でございます。

議長（岩崎 三次君）

野村重利君。

議員（6番 野村 重利君）

大島市長の確信と、事実ではないということは必ずしも一致しないと思うんです。私はそう思っていたが、実はあったということあり得るわけですから。私が何で前市政にこういう疑惑があったのじゃないですかという市長の認識をあえて問うたのは投書が来たがゆえです。それもかなり具体的に、私は大要を申し上げました。しかし、かなり内容は具体的なんですよ。これは内部のものじゃないとわかるはずのものがない、そういう内容でした。しかも、これは今回も今後も今の段階では公表するつもりはございませんけれども、全部実名で書かれておるですよ、職員の皆さん方の実名が。ここまで言い切るには相当の確信と、そしてそういうことがあっちゃならないという市職員としての戒め、こういうものを含めて恐らくこの方は投書されたんではなからうかな。

そして、宗男疑惑に見られるように、野村のところ投書すれば市長もこれらの根を絶つためにやるというふうに公約しておられるんで、実際にやっていただけるんではなからうか、そういう期待、可能性を持ってやられたと思う。やっぱりそれにこたえるべきはあなたと1対1の私的な対話ではなくて、ちゃんとした議会でやるべきだ。そうしないと投書をした方の耳には入りませんから。相手はだれかわからないんですから。ですからあえて私は聞いたわけなんです。

それで、問題は、これだけのリアルないわゆる垂れ込みちゅうんですか、そういう文書があったんですが、それでもあなたは確信を持ってこういうことが一切藤田市政でも起こらなかったし、今私が担当している大島市政でもないんだよというふうに言い切れますかどうですか。

議長（岩崎 三次君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

ぜひその文書を一度見せてもらいたいと思っているんですけども、そういう疑惑が生じないようにこれから、先ほど言いましたような五つの施策を早急に取りまとめたいと、そういうことでございます。

議長（岩崎 三次君）

野村重利君。

議員（6番 野村 重利君）

あなたは五つの施策を示されておりますよね。この五つで果たしてそういう疑惑解消に役立つのかどうなのか、私はまだよく認識しておりません。しかしこれはやるべきだと思います。ぜひやっていただきたい。

そこで、市長あなたは当選してまだ1年足らずですからまだ先があります。私ども議会は、議員はもう任期が来年の春で切れるんです。この期に起こったことはこの期に解決する、決着を見るというのが議員だれもお考えのことだと思いますし、私もそう思っております。そこで、来年3月議会が最後の機会

です。私だけやないで全議員が、二十三名の方々が。ですから、これをもってそういう施策が完全に立ち上げられてクリアできるというような見通しの上に今立ってますかどうか、そこをお伺いしたいと思うんですが。

議長（岩崎 三次君）

大島市長。

市長（大島 忠義君）

1月1日付で契約課を新設をしました。その間、いろんなもろもろは先ほど私が答弁した中身でございまして、今契約参事をお願いをしておるのは、この1月1日から今日までいろんな問題点を含めて、あるいはこうすればいい、こうせないかん。きょうの午前中にも出されておりましたシルバーのあの入札の問題、そういった問題を含めて今問題点を業者登録今やっておりますので、そういったものと並行しながら議論をする予定にいたしておりまして、1遍にすべてちゅうことにはならないと思えますけれども、まず当面早急に考えておりますのは、価格の事前公表、こういった問題をやれる部分からぜひ早急に取り組んでまいりたいと、そう思っております。

したがって、野村議員が言われるように、来年の3月までということにつきましては多少時間がかかると思いますが、ほぼそれに近いような形で順次やらせていただきたいと、このように今決意を持っているところでございます。

議長（岩崎 三次君）

野村重利君。

議員（6番 野村 重利君）

この質問をする前に、建設部長かな、幾らか対話しましたね。野村議員、そんなに言われたって、今一生懸命やってると、あちこちで対話討論をやっておると。だから努力はしておる。今すぐはちゃんとした、クリアしたものができ上がるというわけにはいかない。せめて来年春までは待ってほしいというような意味のことを言われたんで、それは市長が努力目標とされておるということと符節を一にしますんでこれはいいと思えますが、私はこの問題についてはどうしても私どもが任期を解かれたときに、市長が掲げた公約、これも市長の努力もあって解消しましたよというふうに市民の皆さん方に申し上げられるような、そういうものをぜひつくっていただきたいということを要望したいと思います。

私どももただ市長に、あんた公約を掲げたんだからぜひやりなさいよというような責める形だけのものじゃなくて、私どもも努力しておるんです。これは関係部長ご存じと思いますが、7,000数百円ですか、払って資料を入手しとるんですよ、役所から。これまだ手についておりません。だから、いろんな資料を入手しながら、そしてまた投書の中で言われておるようなことが実際にあったのかどうなのか、こういうことも含めて調査をして、そしてこの問題については再び3月議会の本会議で一般質問という形をとってお目見えしたいというふうに思っていますので、それまでにご努力のほどをよろしくお願いいたします。

して、私の質問を終わります。

議長（岩崎 三次君）

以上をもって本日の一般質問を終わります。

なお、あす6日18日一般質問を引き続き行います。

.....

日程第2、会議録署名議員の指名

議長（岩崎 三次君）

これより日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第76条の規定により、議長において野村重利君及び上村武郎君を指名いたします。

.....

議長（岩崎 三次君） 以上で本日の日程はすべて終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。

午後3時08分散会

.....

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長 岩 崎 三 次

議 員 野 村 重 利

議 員 上 村 武 郎